

# 入間市公共施設等総合管理計画

(平成29年度～令和28年度)

平成28年3月

(令和4年3月改訂)

入間市

第1章 公共施設等総合管理計画について	
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	3
4. 対象範囲	3
(1) 公共施設	
(2) インフラ	
5. 地域区分に対する考え方	4
第2章 市政・公共施設等の現況及び将来の見通し	
1. 人口の推移と今後の見通し	5
(1) 人口の推移と将来推計	
(2) 年齢区分別人口構成	
2. 財政の現状	6
(1) 普通会計	
(2) 公営企業会計	
3. 公共施設の現況	10
(1) 公共施設の保有量と割合	
(2) 公共施設保有量の推移	
(3) 建築年度別整備状況	
(4) 公共施設（建築物）の有形固定資産減価償却率の推移	
4. インフラの現況	15
(1) 道路・橋りょう	
【保有量と整備状況】	
【道路・橋りょうの有形固定資産減価償却率の推移】	
(2) 上水道・下水道	
【保有量と整備状況】	
【上水道・下水道の有形固定資産減価償却率の推移】	
5. 現状や課題に関する基本認識	17
(1) 公共施設の課題（老朽化・ニーズの変化）	
(2) 人口面の課題	
(3) 地区特性の課題	
(4) 財政面の課題	
(5) インフラの課題	
第3章 中長期的な維持管理・更新等にかかる経費	
1. 公共施設	18
(1) 現在要している維持管理経費	
(2) 今後の更新等にかかるコストの予測	
(3) 単純更新した場合の経費見込み	
(4) 長寿命化対策等を行いながら更新した場合の経費見込み	

2.	インフラ	20
	(1) 現在要している維持管理経費	
	(2) 今後の更新等にかかるコストの予測	
	(3) 長寿命化対策等を行いながら更新した場合の経費見込み	
3.	長寿命化対策等による削減効果額	23
第4章 公共施設最適化基本方針		
1.	公共施設最適化基本方針	25
2.	基本理念	25
3.	基本方針	25
	基本方針1：公共施設のあり方を見直す（施設機能と行政サービスの見直し）	
	基本方針2：新たなハコモノは作らない（建物（ハコ）の活用、適正化・長寿命化の推進）	
	基本方針3：施設管理の効率化を図る（柔軟かつ効率的な管理・運営）	
4.	推進方法	32
	方向性1：整合の取れた計画の策定	
	方向性2：実現に向けた条件整備	
第5章 公共施設再整備計画		
1.	取組方針	35
2.	サービス内容と施設機能の見直しに対する取組方針	35
	(1) サービス内容の見直しの考え方	
	(2) 施設機能見直しの考え方	
	(3) 民間と行政の役割分担見直しの考え方	
	(4) 民間活力の有効活用の考え方	
3.	施設の整備・運営の適正化に対する取組方針	37
	(1) 保有量適正化の考え方	
	(2) 適正配置の考え方	
	(3) 利用方法及び運営方法適正化の考え方	
	(4) 施設利用の効率性向上の考え方	
	(5) 有効活用の考え方	
4.	施設の広域連携に対する取組方針	43
5.	除却施設の取扱いに対する取組方針	43
6.	事業計画への反映	43
7.	施設類型ごとの施設整備に関する基本的な方向性	44
第6章 公共施設維持管理計画		
1.	取組方針	59
2.	点検・診断等の取組方針	59
	(1) 点検マニュアルの活用	
	(2) 劣化状況の評価	
	(3) 点検結果の活用	

3. 維持管理・修繕の取組方針	60
(1) 歳出の平準化に向けた保全計画の策定	
(2) 改修・修繕に向けた優先度の検討	
(3) 施設情報の一元管理化	
4. 安全確保の取組方針	62
(1) 施設管理者の役割	
5. 耐震化の取組方針	62
6. 長寿命化の取組方針	63
(1) 長寿命化に向けた基本的な考え方	
7. ユニバーサルデザイン化の推進方針	64
8. 都市基盤施設の効率的な維持管理の取組方針	64
(1) 点検・診断等の実施	
(2) 点検・診断情報の記録と活用	
(3) コストの縮減と平準化	
(4) 必要性等の検討	
(5) 耐震化の実施	
(6) 民間活力の活用	
9. 事業計画への反映	65

## 第7章 公共施設マネジメントの推進に向けて

1. 全庁的な取組体制の構築	66
2. 公共施設マネジメントの取組体制	66
3. 職員の意識改革及び情報共有化の取組	66
(1) 職員の意識改革	
(2) 情報の共有化	
(3) 地方公会計（固定資産台帳）の活用	
4. 市民意見の反映及び情報共有化の取組	67
5. 事業評価の取組	67
6. 資金調達方法及び財政計画	67
(1) 財政計画	
(2) 資金調達方法	

### 【図表の数値について】

本計画の図表中に表示している数値は、表示単位未満で端数処理をしているため、積み上げた数値と合計は必ずしも一致しません。

## 第1章 公共施設等総合管理計画について

### 1. 計画の背景と目的

本市では昭和40年代から60年代にかけて人口の急増期があり、それに伴う行政需要の拡大に対応するため、多くの公共建築物や道路・上下水道などの都市基盤施設を各地区に建設しました。現在、こうした公共施設の多くは老朽化が進行し、維持管理や施設更新のために、多額の費用をかけざるを得ない状況となっています。また、人口急増期と比較して市民生活や行政を取り巻く環境は大きく変化しており、公共施設の機能や役割についても見直しが求められるようになってい

ます。一方、市の財政に目を転じると、社会保障制度を維持していくための歳出が増加傾向にある中、歳入の根幹を占める税収については、生産年齢人口の減少に伴い徐々に減額するものと見込まれており、将来的には歳入・歳出の乖離が拡大する傾向です。

これらは、全国の地方公共団体においても共通の課題になっており、将来にわたって市民ニーズに対応した行政サービスを安定的に提供していくためには、経常的経費の抑制につながる公共施設の維持管理経費の削減に向けて、施設保有量の縮減や効率的な施設保全等に取り組むことが必要不可欠な状況となっています。

そこで本市では、施設をあり方から見直し、施設の保有量や配置の適正化を図ると共に、これら取組を推進していくため、平成28年3月に「入間市公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定しました。

本市が取り組む公共施設の最適化では、単にハード面に関する施設の再編や縮減を行うことのみならず、今後の市民ニーズを捉えたソフト面の行政サービスを見直すことも重要であると考えています。したがって、本計画では、公共施設等の現状把握、財政状況や人口の動向を踏まえた上で、公共施設等の維持・保全、総量最適化、機能等の見直しを長期的な視点をもって計画的に進めていくため、ハード・ソフトの両面から公共施設マネジメントの考え方の方向性、取り組むべき内容を明らかにし、推進体制など基本的な方針を定めました。

公共施設マネジメントの取組は、市民や民間事業者等と共に協働で取り組むべき課題であり、課題の認識を共有する必要があります。そのため、シンポジウムやワークショップ、パブリックコメント、アンケート調査などを適宜実施し、市民と協働で課題解決に取り組んでいきます。

この度、本計画の策定後に行った各個別施設計画の策定や改訂、施設整備の実績などを踏まえて本計画の改訂を行いました。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「入間市総合計画<sup>\*1</sup>」及び「入間市行政改革大綱<sup>\*2</sup>」に基づいて策定したもので、30年先を見据えて市が行う公共施設の適正化に関する基本的な考え方を示す計画として位置づけているものです。

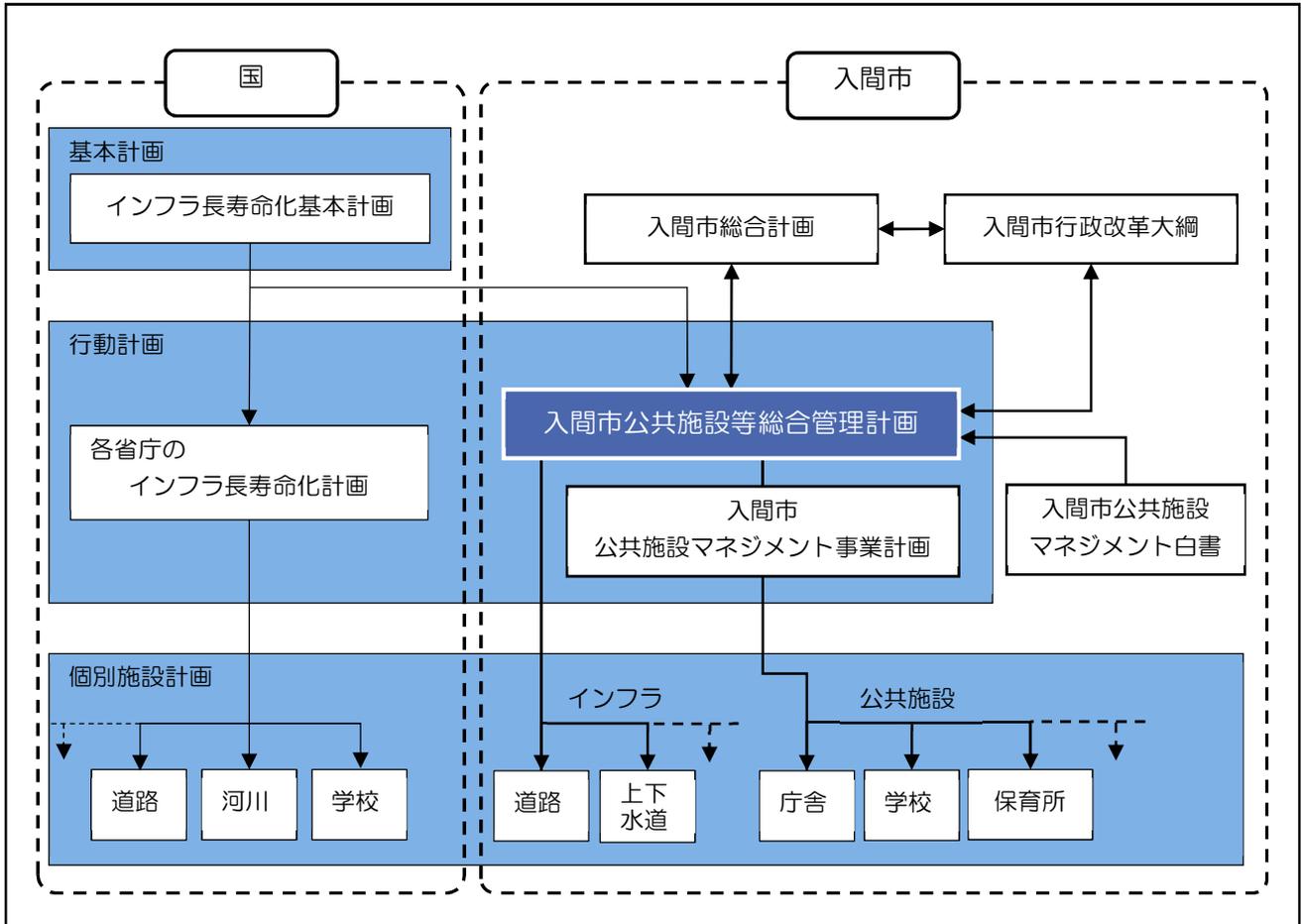
ただし、「入間市総合計画」や「入間市行政改革大綱」の下に策定される基本計画等は5年の計画期間であることから、今後の基本計画等の策定にあたっては、本計画を前提とします。

また、「入間市公共施設マネジメント事業計画<sup>\*3</sup>」のほか、各種分野別計画<sup>\*4</sup>の策定や改訂を行う際は、本計画の考え方を踏まえて整合を図っていくものとします。

## 第1章 公共施設等総合管理計画について

- ※1：本市の最上位の計画として位置づけられるもので、10年を計画期間とする基本構想と5年間の基本計画、3年間の実施計画から構成される。
- ※2：長期的な行政改革の方向性を示す大綱として策定されたもの。具体的な行政改革の取組は、この大綱に沿って事業化し実施することとしている。
- ※3：公共施設のサービス内容と機能の見直し、再整備や維持管理の具体的な取組内容を示す計画。
- ※4：福祉、教育、都市整備など個別分野に係る具体的計画。

[図 1.1 計画体系図]



### 【計画体系図の概要説明】

- ◆ 本計画は、「入間市総合計画」・「入間市行政改革大綱」と相互に連携が取れた計画として策定し、計画を実行するものです。
- ◆ 本計画は、「基本方針」「再整備計画」「維持管理計画」で構成します。
- ◆ 本計画に基づいて、10年ごとに再整備と維持管理の推進内容を具体化する「入間市公共施設マネジメント事業計画」を策定し、事業化を図ることとします。
- ◆ 本計画は、10年ごとに作成する「入間市公共施設マネジメント白書」の実態を踏まえて時点修整します。
- ◆ 分野別計画を策定する際には、本計画で示した方向性を前提とします。

### 3. 計画期間

本計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を長期的な視点をもって推進するための基本的な考え方を示すものであるため、計画期間は平成 29（2017）年度から令和 28（2046）年度までの 30 年間とします。

### 4. 対象範囲

本計画は、市が管理する全ての公共施設及びインフラを対象とします。

#### （1）公共施設

本計画において公共施設とは、市が管理する施設のうち、インフラを除く全ての建物を指します。

本計画では、公共施設の用途ごとに「学校教育系施設」、「市民文化系施設」、「行政系施設」、「市営住宅」、「スポーツ・レクリエーション系施設」、「保健・福祉施設」、「子育て支援施設」、「社会教育系施設」、「供給処理施設」、「産業系施設」、「その他」の 11 類型に分類し、現況の把握をしました。

なお、公園については、園内に設置してある管理棟、休憩所や便所などの建物を対象とします。

[表 1.1 公共施設の用途分類]

類型	主な施設
学校教育系施設	市立小学校、市立中学校、学校給食センター等
市民文化系施設	市民会館、公民館、文化創造アトリエ・アミーゴ 市民活動センター、産業文化センター、青少年活動センター等
行政系施設	市庁舎、支所、防災センター
市営住宅	池ノ下団地、真土団地、富士見台団地、帖下団地等
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、武道館、弓道場、農村環境改善センター、運動場 公園等
保健・福祉施設	老人福祉センター、健康福祉センター、扇台福祉作業所 老人憩いの家等
子育て支援施設	児童センター、保育所、学童保育室等
社会教育系施設	図書館、博物館、旧石川組製糸西洋館等
供給処理施設	総合クリーンセンター、リサイクルプラザ 宮寺清掃センター等
産業系施設	勤労福祉センター、産業文化センター
その他	入間市駅南口自転車駐輪場、消防団車庫、資材置場等

- 公共施設の用途分類は、「入間市公共施設マネジメント白書（平成 26 年度策定）」に記載の用途分類に基づき整理しています。

(2) インフラ

本計画においてインフラとは、市が管理する道路・橋りょう・上水道・下水道を対象とします。なお、上水道に係る建物等については、インフラに分類します。

道路や上下水道などのインフラは、市民の日常生活や社会経済活動を支える都市基盤であることから、必要に応じた新規整備が必要になる一方で、集約化、縮減や廃止などを検討する余地が少なく、維持管理経費の削減を図るためには、予防保全による維持管理や長寿命化といった対策が基本となります。

したがって、本計画では、インフラに関する適正化の方針を示す必要性は低いものと判断し、現況と課題の把握、維持管理等の経費、施設整備に関する基本的な方向性と維持管理の取組方針について示すこととします。

[表 1.2 インフラの用途分類]

類型	主な施設
道路	建物なし
橋りょう	建物なし
上水道	鍵山浄水場、豊岡配水場、扇町屋配水場、東金子配水場 藤沢配水場等
下水道	建物なし

5. 地域区分に対する考え方

公共施設の整備は、市民生活と深い関わりがあるため、本計画における地域区分は、公共施設マネジメントに取り組む際の基礎資料として作成した「入間市公共施設マネジメント白書」での考え方をもとに、各地区の特徴や人口動態等を踏まえて以下のとおりとし、この地域区分を前提として施設の再整備や維持管理の方向性を定めるものとします。

生活圏域として分けられる9つの地区（生活基盤が共通で福祉計画などで区分されている地区）

- 豊岡第一地区      ○豊岡第二地区      ○豊岡第三地区      ○東金子地区      ○金子地区
- 宮寺・二本木地区      ○藤沢第一地区      ○藤沢第二地区      ○西武地区

この地域区分は、日常的な生活圏域、子どもや保護者の活動・交流の範囲として定着した地区であることから、徒歩又は自転車での利用が可能であり、利用者人口も平準化されると想定できます。また、福祉圏域<sup>※5</sup>として設定されたものであることから、今後の超高齢社会の到来を考えると、より市民が活動しやすいエリア設定と考えられます。さらに、今後公共施設の再整備を行う際には複合化についても検討する必要があり、その場合は、人口バランスの取れている地域区分で捉えることがふさわしいと考えられ、この地域区分を軸に公共施設の再整備を進めることが望ましいと考えます。

[図 1.2 地域区分図]



※5：福祉圏域は、おおよそ民生委員の担当区域割で区切られた地区で、1～2万人の人口規模で平準化されている。

## 第2章 市政・公共施設等の現況及び将来の見通し

### 1. 人口の推移と今後の見通し

#### (1) 人口の推移と将来推計

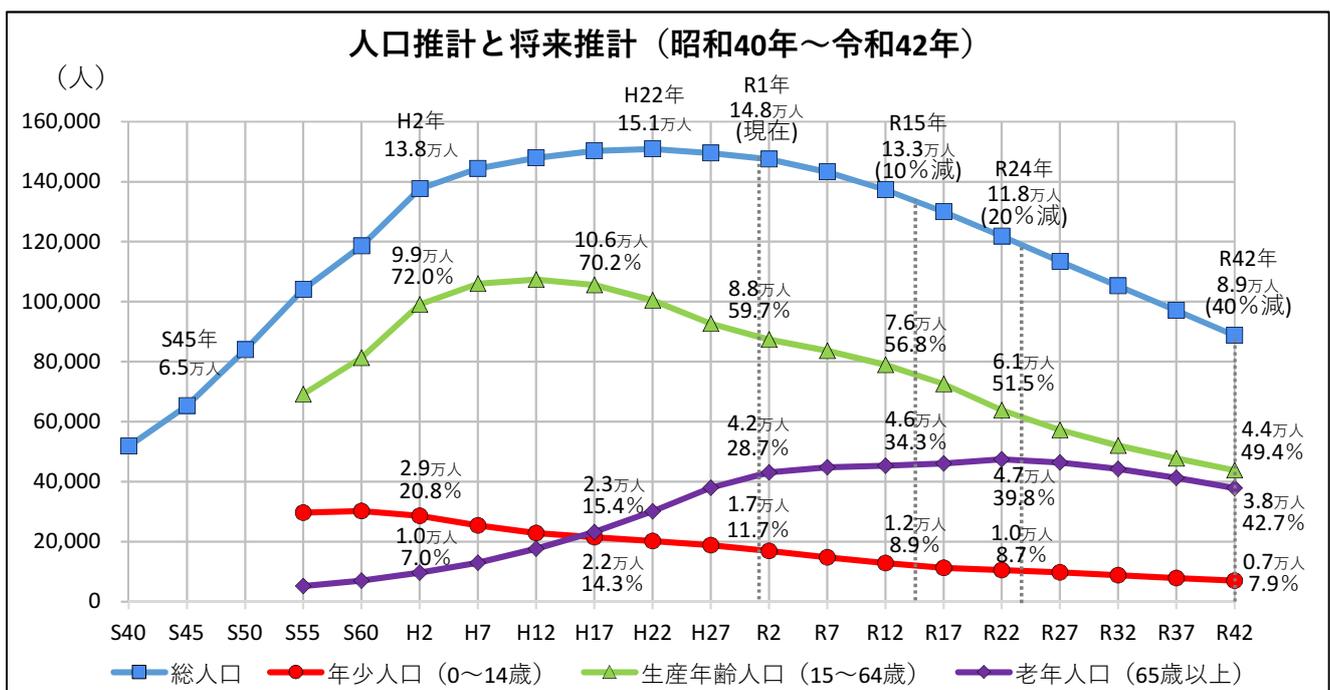
本市の人口は、昭和30年代から40年代に行われた大規模宅地開発や工業団地造成等によって、昭和45年には約6.5万人だった人口が、平成2年には約13.8万人まで急激に増加しました。それ以降の人口増加は、ゆるやかとなり、平成22年の約15.1万人をピークに減少に転じ推移しています。

人口ビジョン（平成27年度策定、令和元年度時点修正）の人口推計によると、現在約14.8万人の人口は、令和15年には現在の10%減となる約13.3万人、令和24年には現在の20%減となる約11.8万人、令和42年には現在の40%減となる約8.9万人になると推計されています。

#### (2) 年齢区分別人口構成

年齢3区分別人口構成を見ると、平成2年の年少人口（0～14歳）は20.8%、生産年齢人口（15～64歳）は72.0%でしたが、令和元年の現在においては、年少人口は11.7%、生産年齢人口は59.7%といずれもその割合は減少しています。

一方で老年人口（65歳以上）は、平成2年に7.0%に達する“高齢化社会”に移行して以来、平成17年には15.4%、令和元年は28.7%と急激に増加し、現在は、“超高齢社会”となっています。今後もこの傾向が進むと考えられており、令和24年以降になると人口の約4割が65歳以上になると推計されています。



平成12年までは「国勢調査」、平成17年～令和元年は「入間市住民基本台帳」

令和2年以降は「入間市人口ビジョン」より

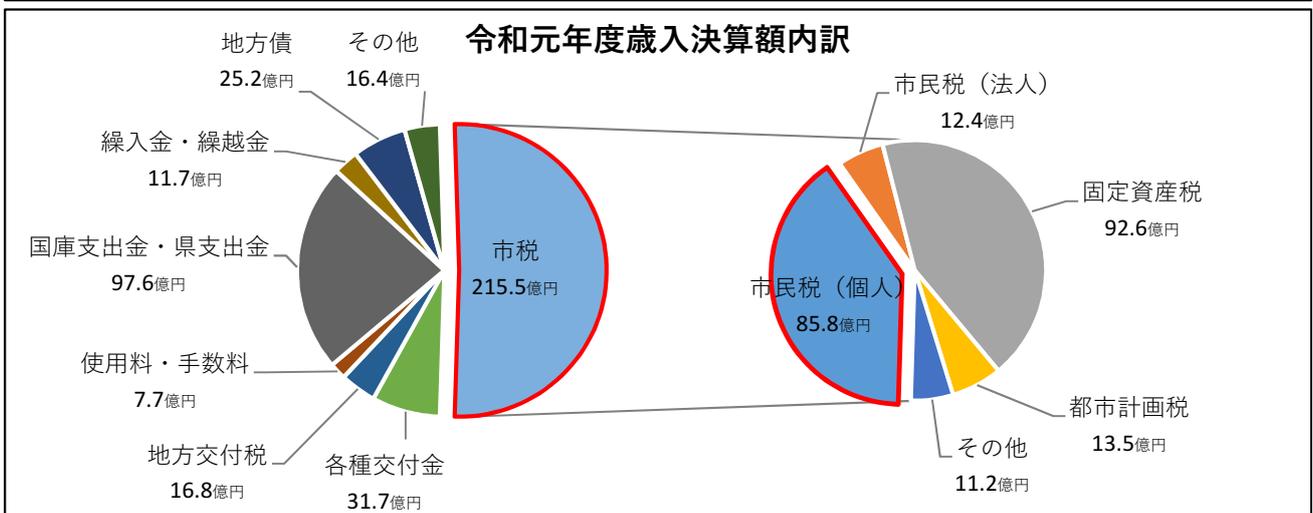
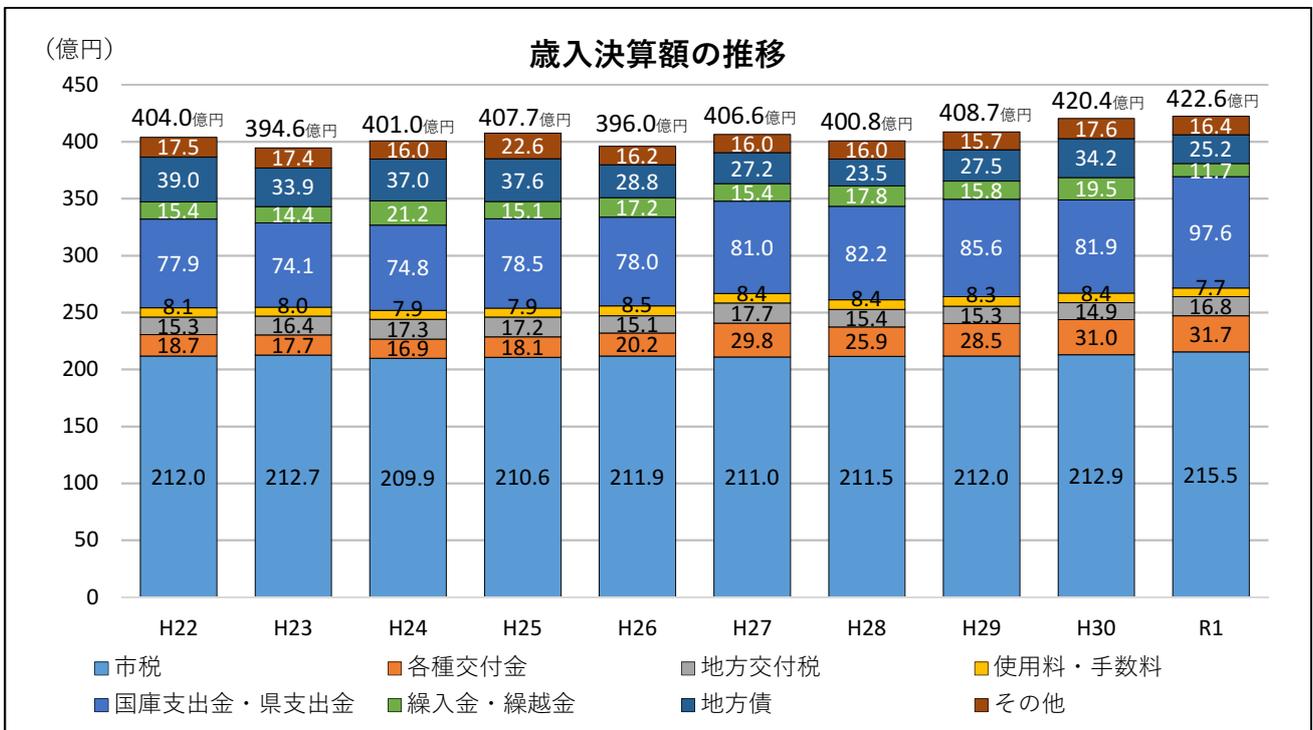
## 2. 財政の現状

### (1) 普通会計※6

#### 【歳入の推移】

令和元年度までの10年間に於ける普通会計の歳入規模は、概ね400億円から420億円で推移しています。近年における歳入の増加は、消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増加、国庫支出金や県支出金の増加によるもので、歳入の約5割を占める市税は、この10年間で、約212億円前後で推移しています。今後、更なる人口減少、少子高齢化や生産年齢人口の減少が予測される中で、市税の約4割を占める個人市民税への影響等を考慮するならば、より慎重な財政運営を行う必要があるものと考えられます。

※6：普通会計とは、一般会計と特別会計のうち公営事業会計以外の会計を統合した財政統計上の会計のことをいう。



平成22年度～令和元年度「普通会計決算状況調査」より

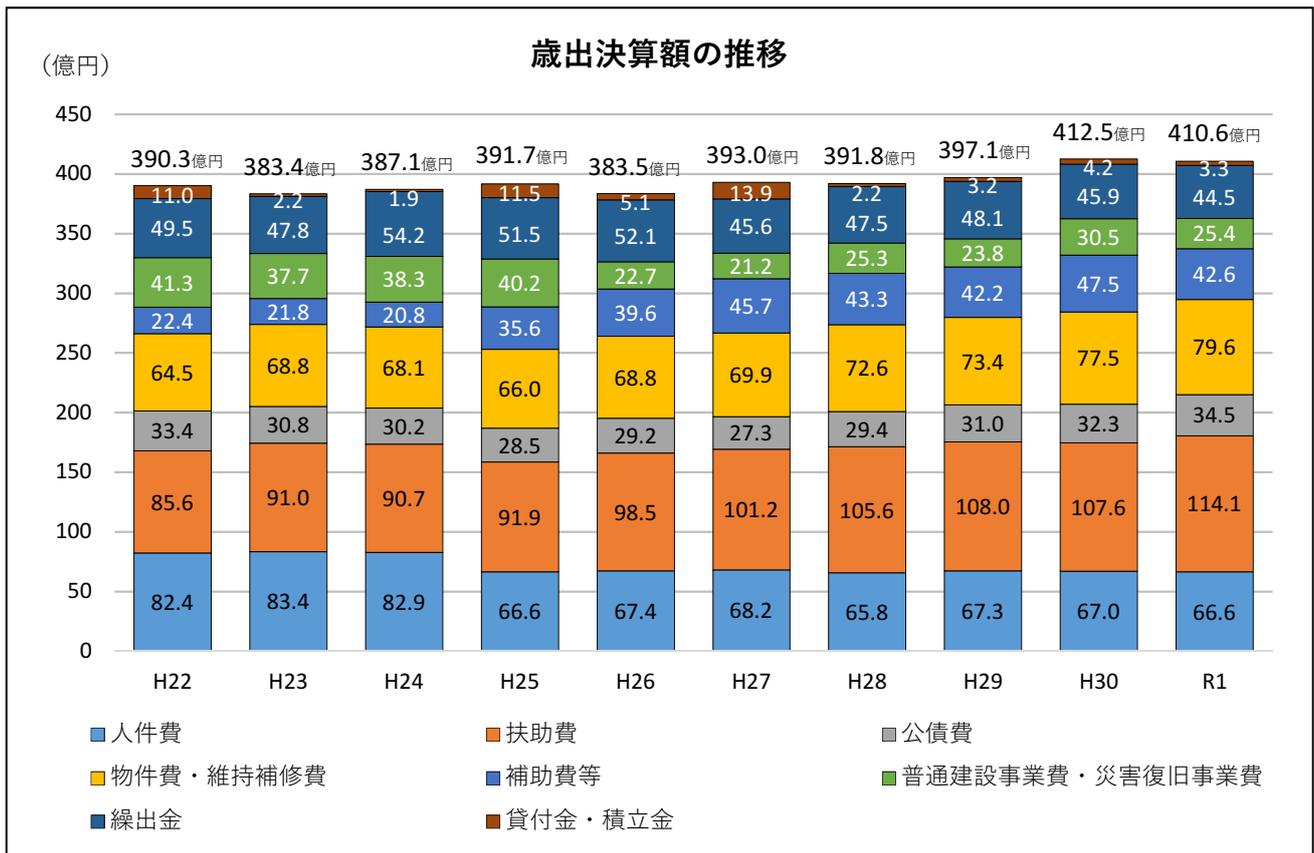
【歳出の推移】

令和元年度までの10年間における普通会計の歳出規模は、概ね390億円から410億円で推移しています。

支出のうち、任意に削減できない極めて硬直性の強い義務的経費には、職員等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費があります。その内訳をみると、この10年間で人件費は約15.8億円（約2割）の削減、公債費は概ね横ばいで推移していますが、扶助費は約28.5億円（約3割）増加しています。今後も、高齢化の一層の進展や少子化対策等により扶助費の増加が見込まれるため、義務的経費の増大が懸念されます。

また、道路、橋りょう、公園、学校や公営住宅の建設等、社会資本の整備に要する投資的経費には、普通建設事業費と災害復旧事業費があり、一般的に投資的経費の歳出総額に占める割合が低いほど財政運営の硬直度が高い（財政運営に余裕がない）ことを示します。

本市における投資的経費は、平成25年度まで40億円程度で推移していましたが、近年は、25億円程度まで減少しており、歳出総額に占める割合も10%程度から6%程度にまで下がっています。



平成22年度～令和元年度「普通会計決算状況調査」より

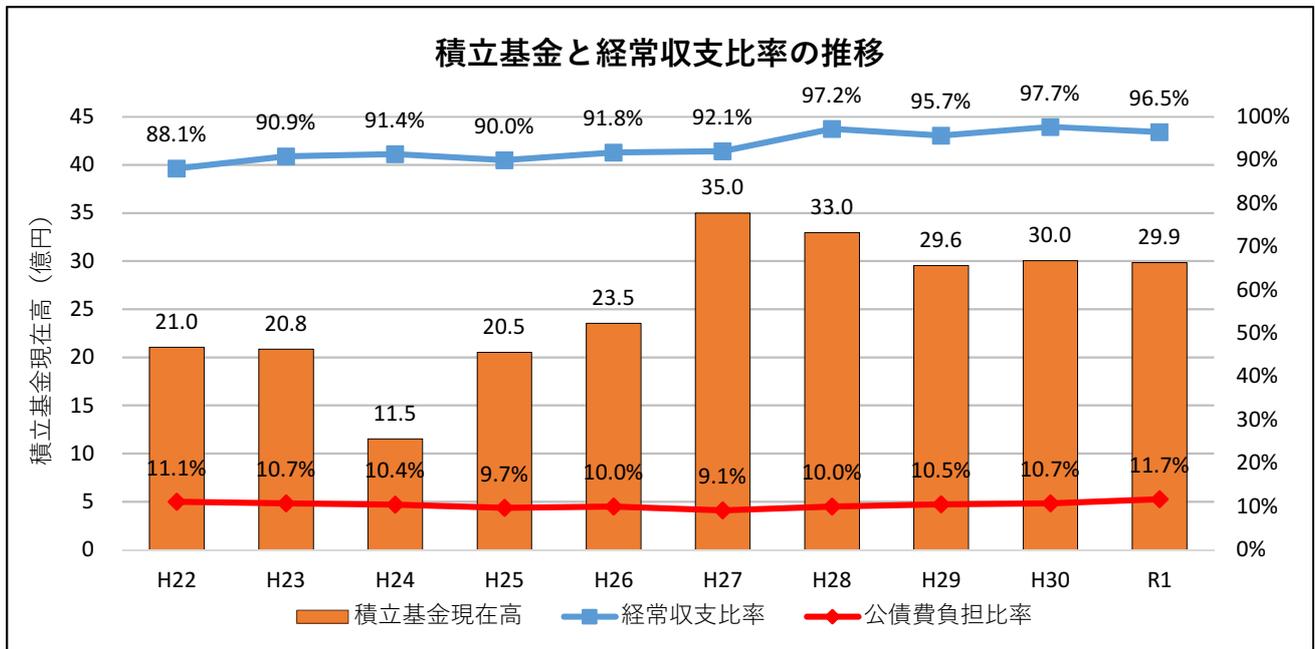
【積立基金と経常収支比率の推移】

公債費負担比率<sup>※7</sup>は、概ね 10%前後で推移していますが、経常収支比率<sup>※8</sup>は、扶助費や物件費の増加によって、近年 95%を超える高い水準で推移しており、財政運営の硬直化が進んでいます。

積立基金現在高は、平成 27 年度に約 35 億円まで増加しましたが、その後は、概ね 30 億円前後で推移しています。

※7： 公債費負担比率とは、一般財源（使い道が自由な財源）に対する公債費（借金の返済）にあてた割合のこと。公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を測定する指標で、目安として 15%を超えると警戒ライン、20%を超えると危険ラインといわれている。

※8： 経常収支比率とは、一般財源に対する必ず支出しなければならない経費（義務的経費）の割合のこと。100%に近いほど財政にゆとりがないことになる。義務的経費として、人件費や生活保護などの扶助費、市債を発行して借金した分を返済する公債費などがある。目安として 80%までが適正とされる。

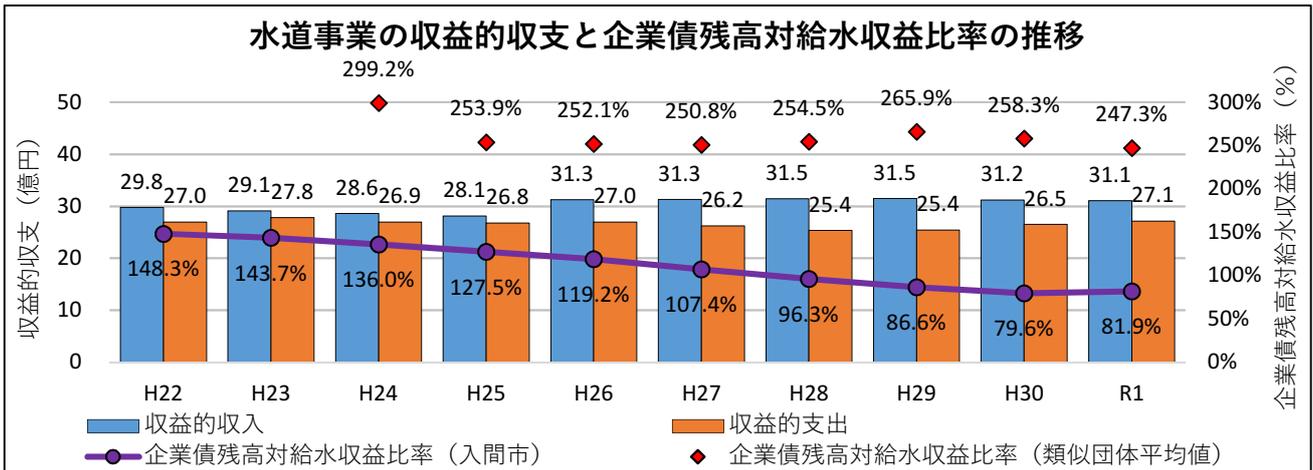


平成 22 年度～令和元年度「普通会計決算状況調書」より

(2) 公営企業会計

【水道事業の収益的収支と企業債残高対給水収益比率<sup>※9</sup>の推移】

本市の水道事業は、平成11年4月1日の料金改定以降、業務の効率化や経費節減に取り組むことにより現行水準の料率を維持してきました。これまで、収益的収支は、黒字経営を継続でき、水道水を供給する経費は給水収益等の財源で賄うことができています。また、企業債残高対給水収益比率は、令和元年度に企業債の借入をしたため、増加に転じましたが、類似団体の平均値を大きく下回っており、健全性は高い状況にあります。



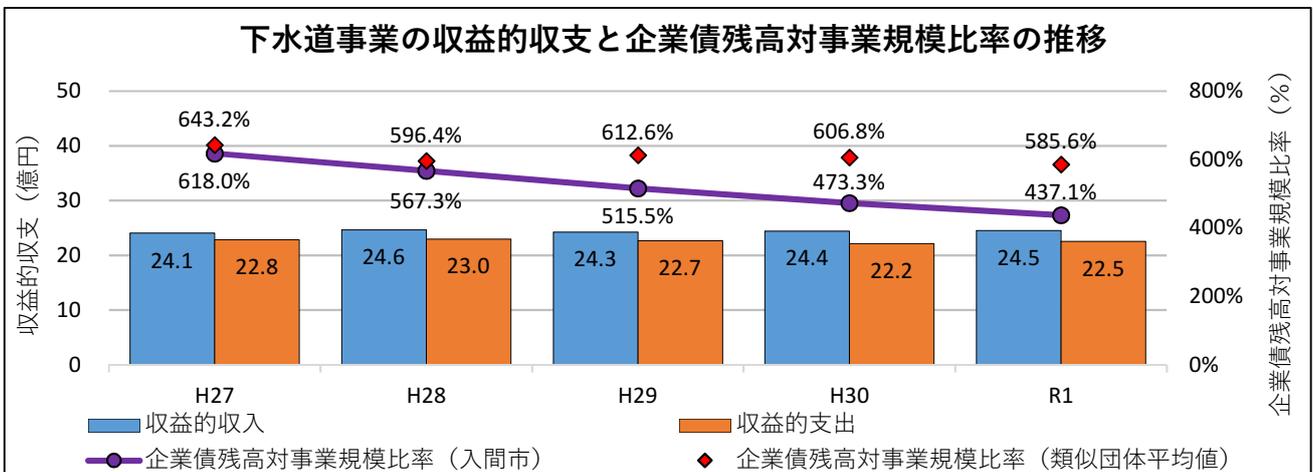
平成22年度～令和元年度「入間市水道事業の決算報告」、平成26年度～令和元年度「経営比較分析表」より

【下水道事業の収益的収支と企業債残高対事業規模比率<sup>※9</sup>の推移】

本市の下水道事業は、平成27年度に地方公営企業法を適用し、官庁会計から企業会計へと移行して以来、収益的収支は黒字経営を継続できているものの、令和元年度の経費回収率<sup>※10</sup>は、約92%と100%を下回っており、汚水処理に要した費用を使用料だけでは賄えない厳しい状況にあります。なお、企業債残高対事業規模比率は、毎年、着実に減少しており、類似団体の平均値よりも下回っていることから健全性は高い状況にあります。

※9： 企業債残高対給水収益（事業規模）比率とは、給水収益（料金収入）に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表したもの。

※10： 経費回収率とは、汚水処理に要する費用が下水道使用料で賄えているかを表したもの。

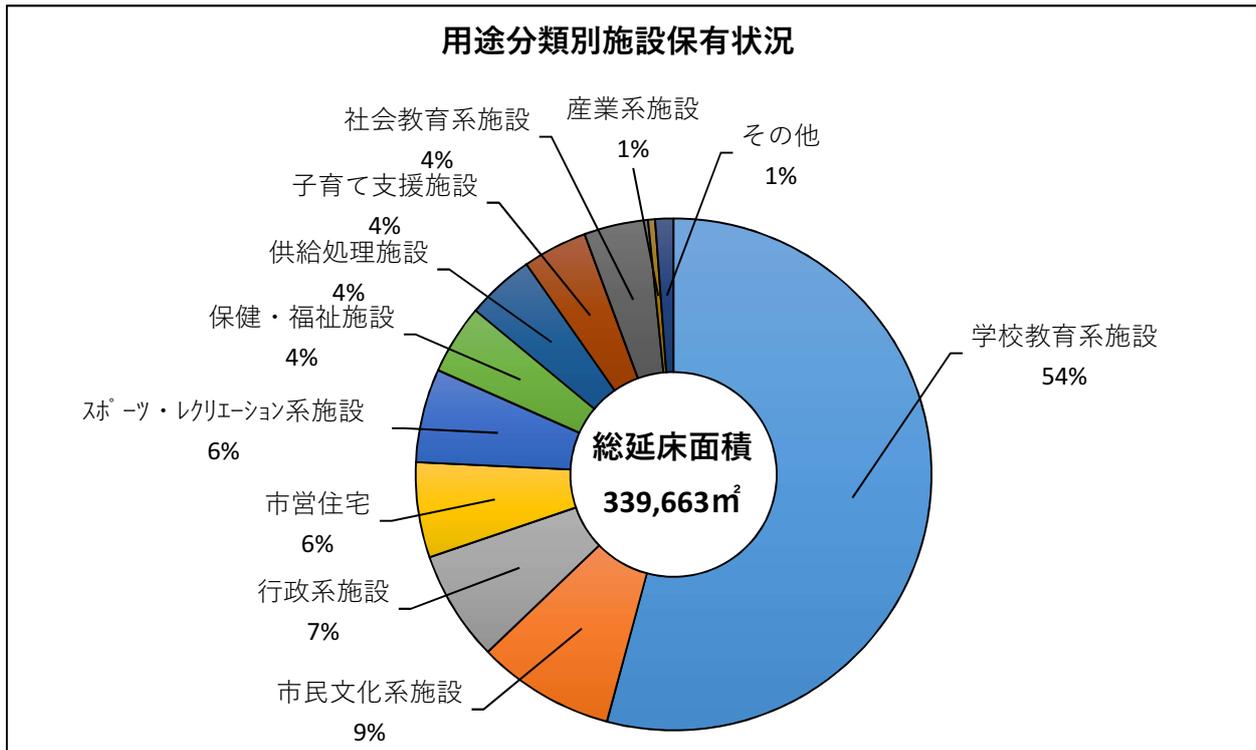


平成27年度～令和元年度「入間市下水道事業の決算報告」、令和元年度「経営比較分析表」より

### 3. 公共施設の現況

#### (1) 公共施設の保有量と割合

行政財産として令和元年度決算時の本市が保有する公共施設の総延床面積は、339,663 m<sup>2</sup>で、用途別にみると、学校教育系施設が183,998 m<sup>2</sup>で最も多く54%を占め、次いで公民館等の市民文化系施設が29,334 m<sup>2</sup>で9%、市庁舎や支所等の行政系施設が23,602 m<sup>2</sup>で7%の割合となっています。



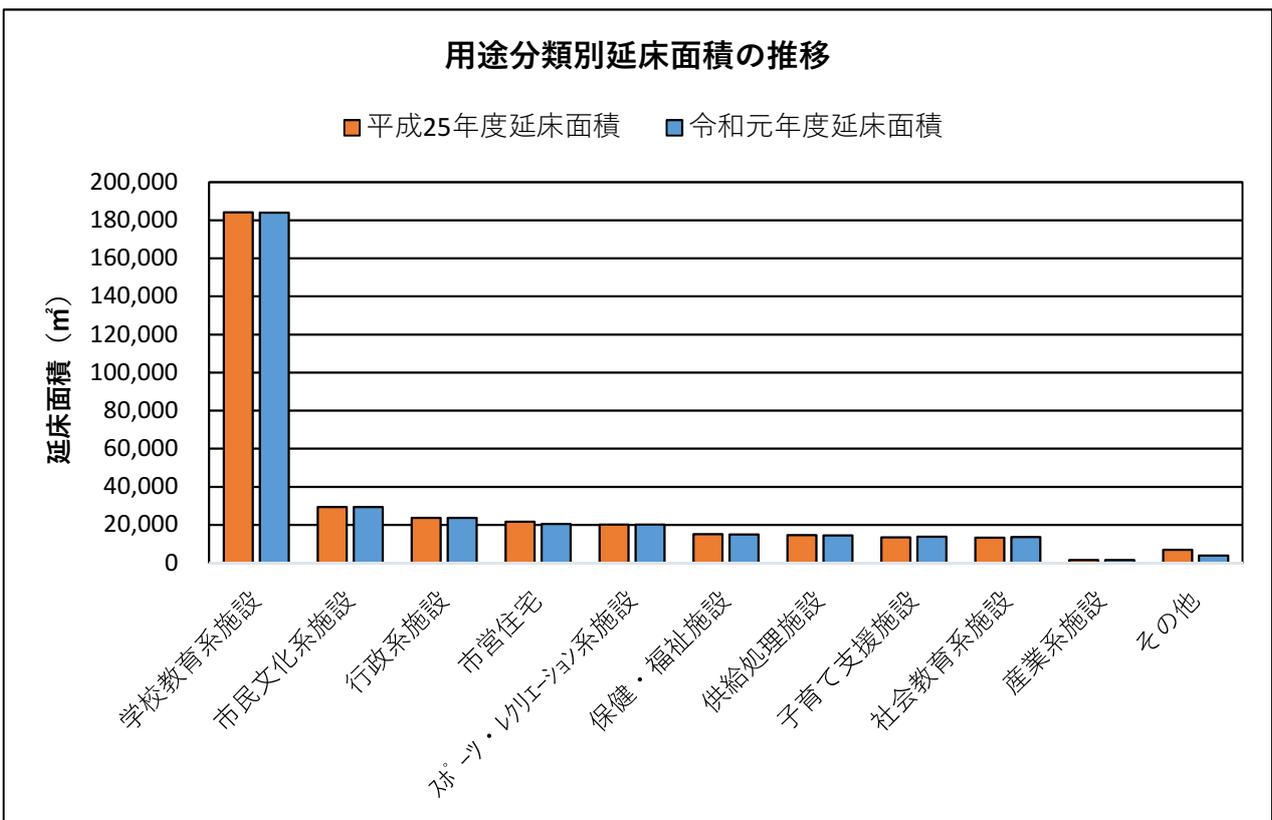
用途分類	施設数	延床面積	面積比
学校教育系施設	29 施設	183,998.07 m <sup>2</sup>	54.17%
市民文化系施設	20 施設	29,334.92 m <sup>2</sup>	8.64%
行政系施設	7 施設	23,602.85 m <sup>2</sup>	6.95%
市営住宅	18 施設	20,408.11 m <sup>2</sup>	6.01%
スポーツ・レクリエーション系施設	21 施設	20,096.13 m <sup>2</sup>	5.92%
保健・福祉施設	52 施設	14,892.15 m <sup>2</sup>	4.38%
供給処理施設	4 施設	14,499.06 m <sup>2</sup>	4.27%
子育て支援施設	31 施設	13,815.00 m <sup>2</sup>	4.07%
社会教育系施設	8 施設	13,654.58 m <sup>2</sup>	4.02%
産業系施設	2 施設	1,490.22 m <sup>2</sup>	0.44%
その他	38 施設	3,872.45 m <sup>2</sup>	1.14%
合計	230 施設	339,663.54 m <sup>2</sup>	100.00%

令和元年度決算「固定資産台帳」より

(2) 公共施設保有量の推移

平成 25 年度からの延床面積の推移を用途別にみると、市営住宅は、老朽化した木造住宅の用途廃止・解体を計画的に進めていることから延床面積が 1,327 m<sup>2</sup>減少し、保健・福祉施設は、老人憩いの家の解体等により 229 m<sup>2</sup>減少しています。また、社会ニーズの変化により学童保育室が不足しており、その解消に向けて、施設の創設や小学校の空き教室を活用する用途変更の対策を行っていることから子育て支援施設が 379 m<sup>2</sup>増加し、学校教育系施設が 161 m<sup>2</sup>減少しました。

なお、納骨堂入間永光苑や旧国民宿舎「入間グリーンロッジ」の解体等に伴い、その他が 2,983 m<sup>2</sup>減少し、本市が保有する公共施設の総延床面積は、平成 25 年度に比べ、4,173 m<sup>2</sup>減少しました。



用途分類	平成 25 年度延床面積	令和元年度延床面積	増減
学校教育系施設	184,159.16 m <sup>2</sup>	183,998.07 m <sup>2</sup>	-161.09 m <sup>2</sup>
市民文化系施設	29,334.92 m <sup>2</sup>	29,334.92 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>
行政系施設	23,740.60 m <sup>2</sup>	23,602.85 m <sup>2</sup>	-137.75 m <sup>2</sup>
市営住宅	21,735.26 m <sup>2</sup>	20,408.11 m <sup>2</sup>	-1,327.15 m <sup>2</sup>
スポーツ・レクリエーション系施設	20,077.14 m <sup>2</sup>	20,096.13 m <sup>2</sup>	18.99 m <sup>2</sup>
保健・福祉施設	15,121.80 m <sup>2</sup>	14,892.15 m <sup>2</sup>	-229.65 m <sup>2</sup>
供給処理施設	14,533.08 m <sup>2</sup>	14,499.06 m <sup>2</sup>	-34.02 m <sup>2</sup>
子育て支援施設	13,435.65 m <sup>2</sup>	13,815.00 m <sup>2</sup>	379.35 m <sup>2</sup>
社会教育系施設	13,353.32 m <sup>2</sup>	13,654.58 m <sup>2</sup>	301.26 m <sup>2</sup>
産業系施設	1,490.22 m <sup>2</sup>	1,490.22 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>
その他	6,855.98 m <sup>2</sup>	3,872.45 m <sup>2</sup>	-2,983.53 m <sup>2</sup>
合計	343,837.13 m <sup>2</sup>	339,663.54 m <sup>2</sup>	-4,173.59 m <sup>2</sup>

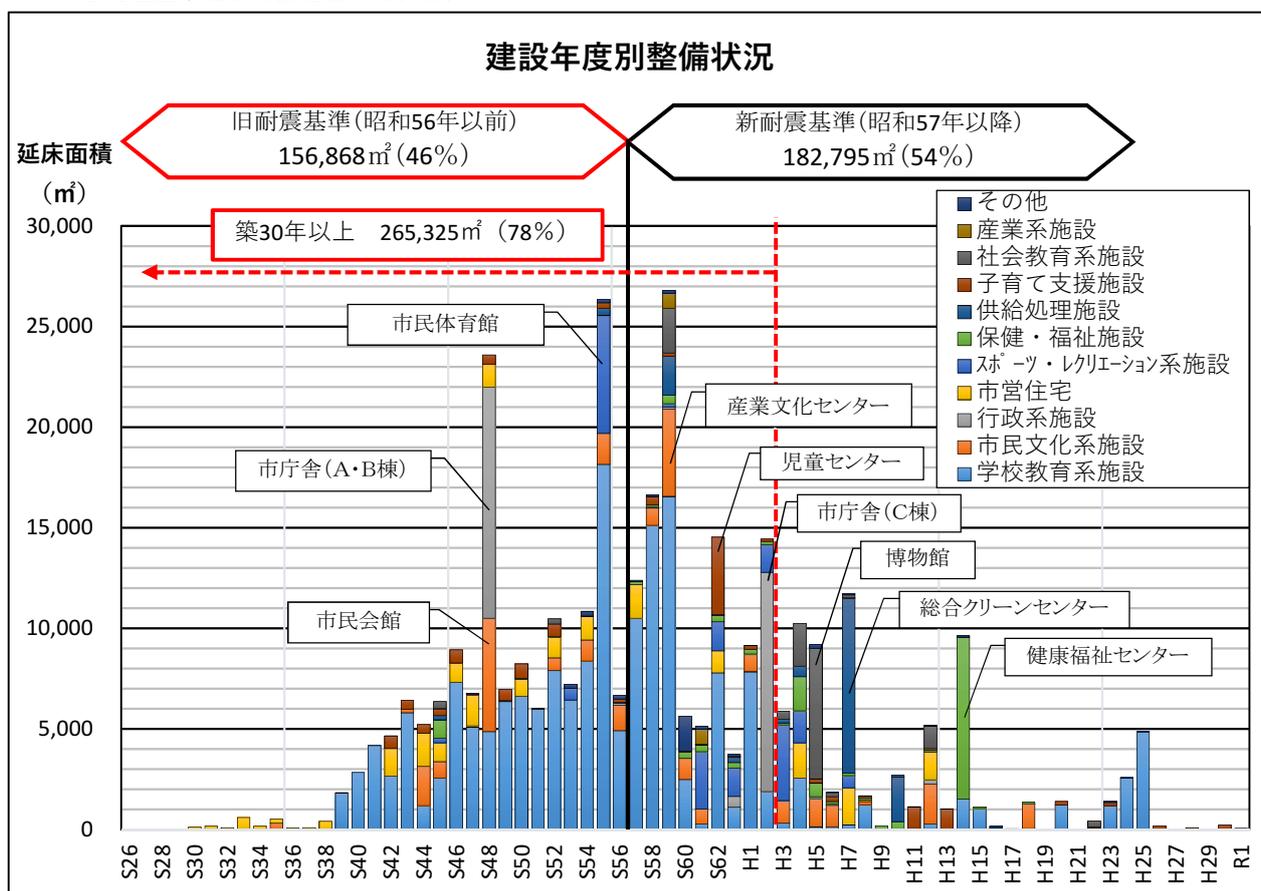
(3) 建築年度別整備状況

本市が保有する建物の総延床面積 339,663 m<sup>2</sup>のうち、旧耐震基準<sup>※11</sup>で建設された建物は 156,868 m<sup>2</sup> (46%)、新耐震基準<sup>※12</sup>で建設された建物は 182,795 m<sup>2</sup> (54%) となっています。また、大規模改修が必要となる目安の築 30 年以上の建物が 265,325 m<sup>2</sup> (78%) あり、うち学校教育系施設が 166,572 m<sup>2</sup> (49%) と最も多く、次いで行政系施設が 23,204 m<sup>2</sup> (6%)、市民文化系施設が 22,374 m<sup>2</sup> (6%) となっています。

用途別にみると、学校教育系施設の 90%が築 30 年以上経過しており、また、市営住宅については、昭和 30~40 年代に整備された住宅が多く、築 50 年以上経過した建物が多いことから老朽化が懸念されます。

※11：昭和 56 年 5 月 31 日までの建築確認において適用された基準。震度 5 強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで活用可能な構造基準として設定されている。

※12：昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用された基準。震度 6 強~7 程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。



築 30 年以上経過した施設			築 20 年以上 30 年未満の施設		
	265,325.17 m <sup>2</sup>	78.11%	49,791.65 m <sup>2</sup>	14.66%	
用途分類 (上位)	延床面積	全体に占める割合	用途分類 (上位)	延床面積	全体に占める割合
学校教育系施設	166,572.29 m <sup>2</sup>	49.04%	供給処理施設	11,615.17 m <sup>2</sup>	3.42%
行政系施設	23,204.14 m <sup>2</sup>	6.83%	社会教育系施設	10,526.91 m <sup>2</sup>	3.10%
市民文化系施設	22,374.87 m <sup>2</sup>	6.59%	スポーツ・レクリエーション系施設	5,990.25 m <sup>2</sup>	1.76%
市営住宅	15,367.06 m <sup>2</sup>	4.52%	市民文化系施設	5,743.35 m <sup>2</sup>	1.69%

(4) 公共施設（建築物）の有形固定資産減価償却率の推移

【有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）とは】

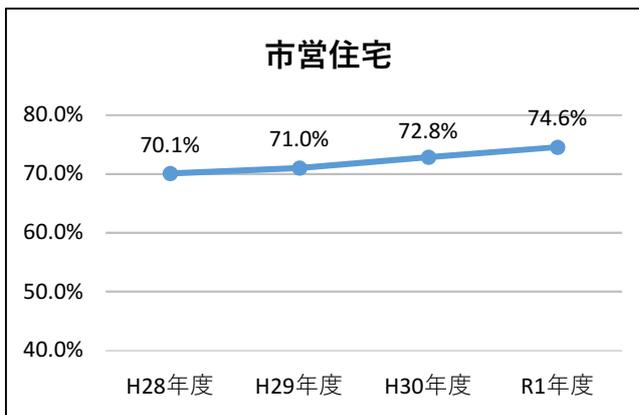
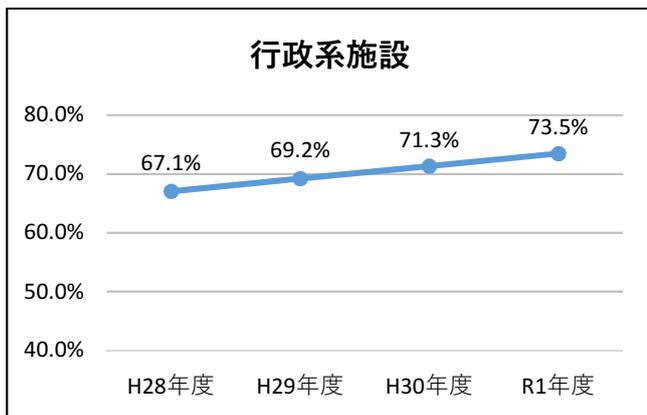
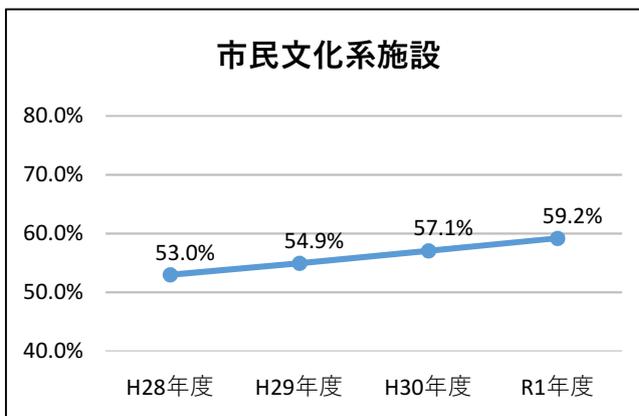
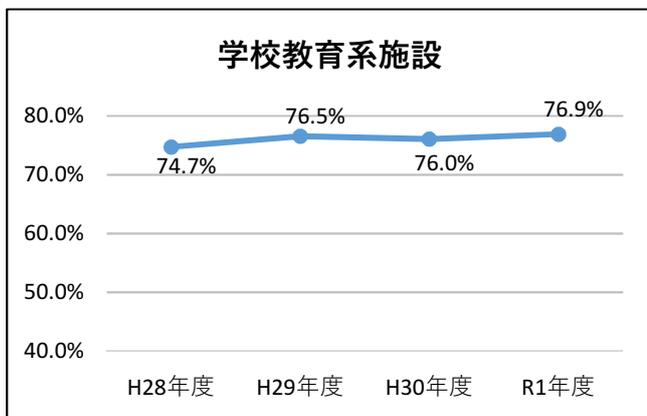
有形固定資産減価償却率とは、資産の老朽化を表す指標で、次の計算式で表します。

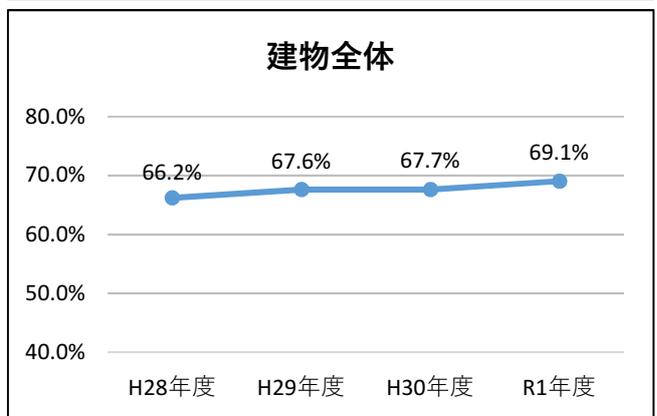
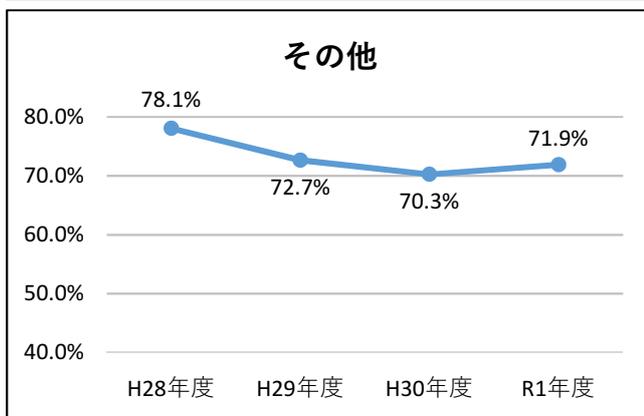
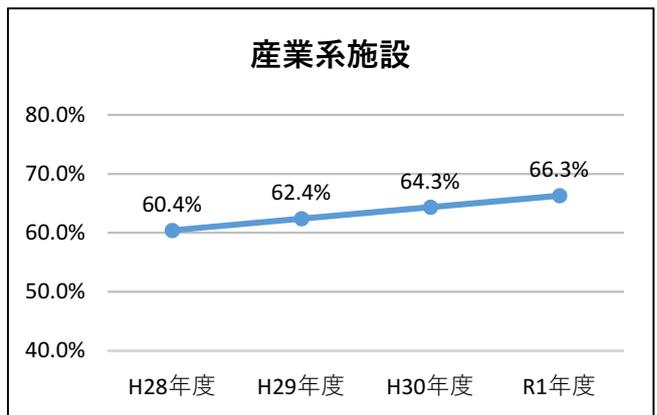
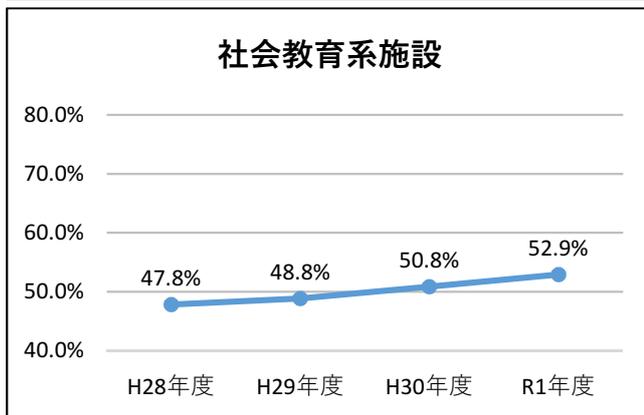
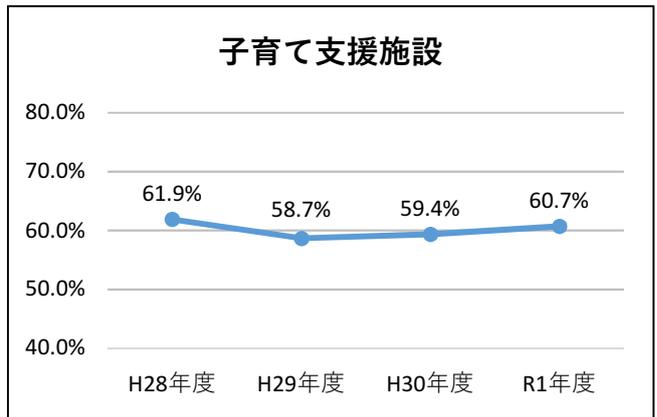
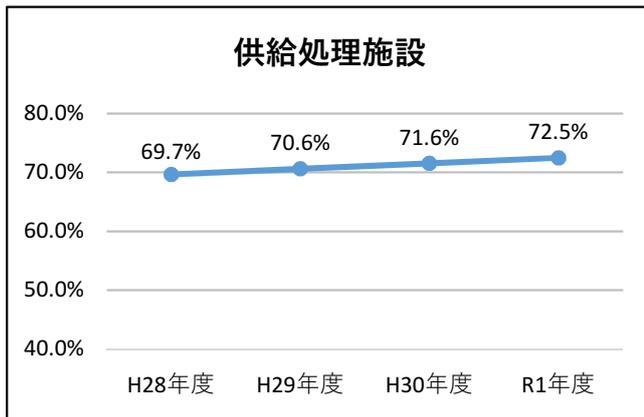
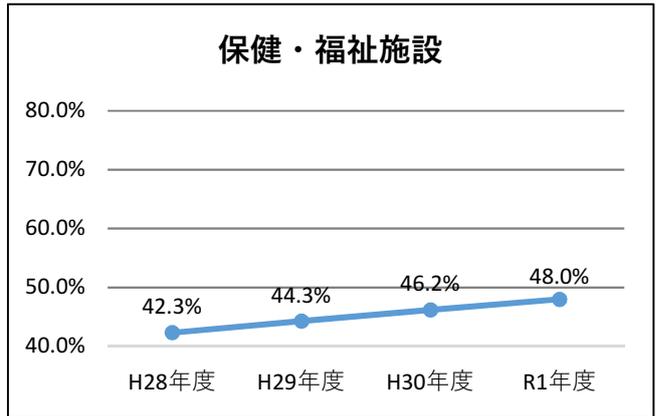
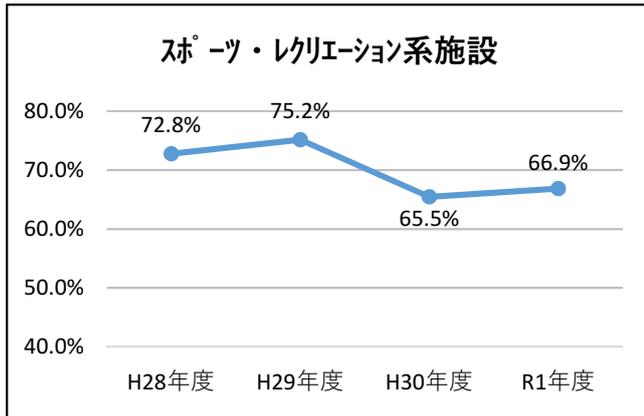
$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

有形固定資産のうち、建物や設備など時間の経過等によって価値が減っていく償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができます。つまり、有形固定資産減価償却率が100%に近いほど減価償却が進んでおり、耐用年数の到達に近づいていることを表しています。ただし、有形固定資産減価償却率は、長寿命化工事等による使用期間の延長効果は数字に反映されないことから、施設の老朽化度合や施設の安全性の低さを直接的に示すものではありません。

固定資産台帳をもとに公共施設（建築物）の有形固定資産減価償却率を算出すると、建物全体では69.1%で、その率は、上昇傾向にあります。

用途別にみると、学校教育系施設が76.9%で最も高く、次いで市営住宅が74.6%、行政系施設が73.5%、供給処理施設が72.5%で、他用途の施設よりも耐用年数への到達に近づいており、老朽化対策の優先度が高くなっています。





- 本計画の用途分類は、財政状況資料集「市町村施設類型別ストック情報分析表」に記載の分類と多少異なるため、有形固定資産減価償却率の値が当該分析表と必ずしも一致しません。

## 4. インフラの現況

### (1) 道路・橋りょう

#### 【保有量と整備状況】

本市が管理する道路の管理延長は694.8km、面積は約3.6km<sup>2</sup>、舗装延長は合計492.5kmで舗装率が70.9%となっています。また、横断歩道橋を除く橋りょうの数は169橋となっています。

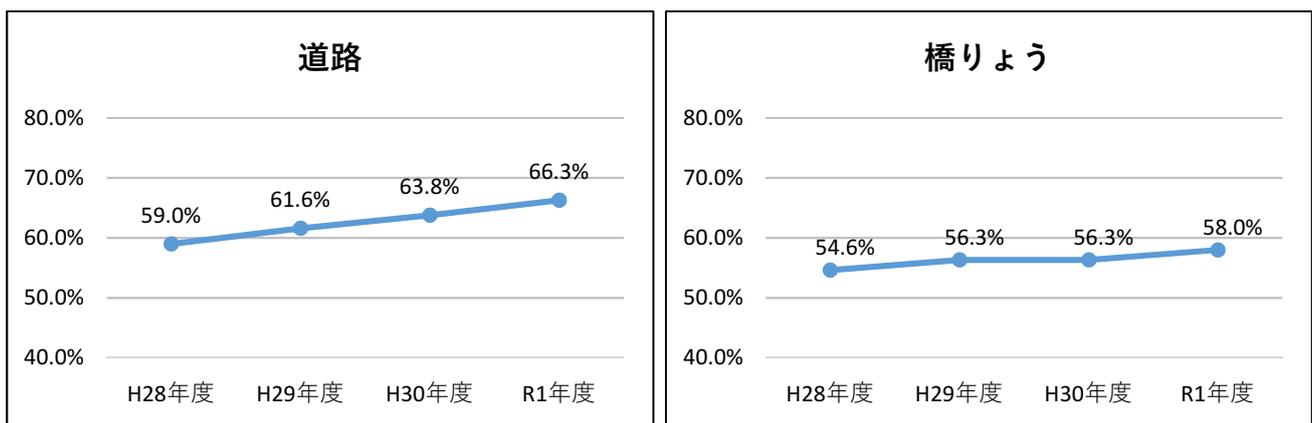
[表 2.1 道路・橋りょうの保有量と整備状況]

道路区分	管理延長	舗装延長		舗装率	全管理橋りょう数 (横断歩道橋を除く)
		アスファルト舗装	コンクリート舗装		
1級道路	38.7km	37.8km	0.1km	97.9%	18 橋
2級道路	38.6km	38.0km	0.0km	98.4%	20 橋
その他道路	617.5km	413.4km	3.2km	67.5%	131 橋
合計	694.8km	489.2km	3.3km	70.9%	169 橋

平成31年2月策定「舗装の個別施設計画」  
令和元年度「公共施設状況調査」  
令和2年3月策定「入間市橋梁長寿命化修繕計画」より

#### 【道路・橋りょうの有形固定資産減価償却率の推移】

道路の有形固定資産減価償却率は66.3%、橋りょうは58.0%で、その率は、共に上昇傾向にあります。率が高く、耐用年数の到達に近いほど、老朽化対策の必要性が高くなります。



令和元年度財政状況資料集「市町村施設類型別ストック情報分析表」より

(2) 上水道・下水道

【保有量と整備状況】

本市の上水道は、昭和29年に豊岡町で水道事業創設認可を受け、これまで約506kmの水道管を敷設し、また、下水道については、昭和46年に事業認可を受けてからこれまでに約413kmの汚水管と約65kmの雨水管を敷設してきました。

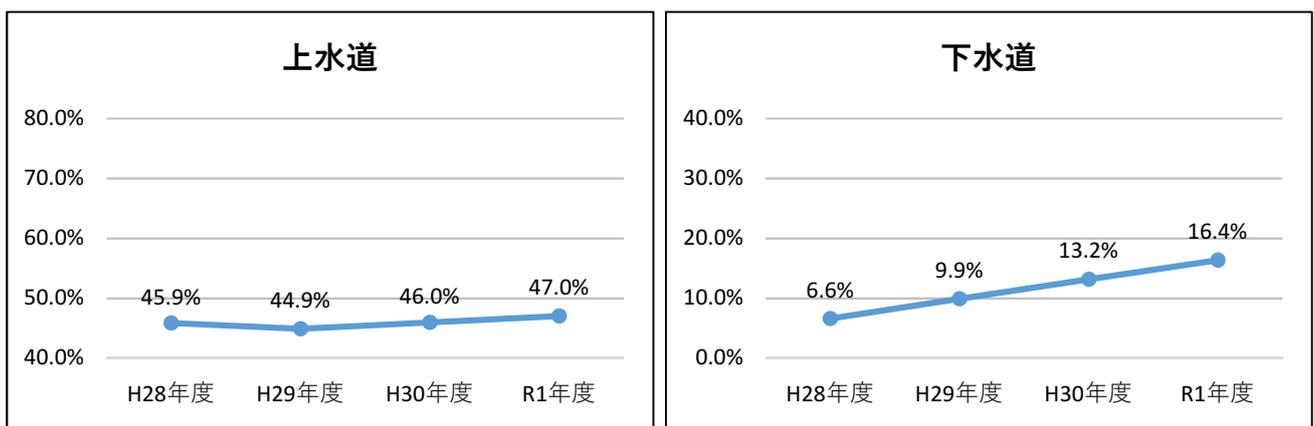
[表 2.2 上水道・下水道の保有量と整備状況]

用途分類	管路・管きょ総延長	普及率	施設		
			区分	数量	備考
上水道	506km	99.96%	浄水施設	1施設	鍵山浄水場
			配水施設	6施設	豊岡、扇町屋、東金子等
			加圧ポンプ場	1施設	入間台加圧場
下水道	汚水 : 413km	88.57%	なし	0施設	
	雨水 : 65km				

令和元年度末の状況（施設については休止施設を除く）

【上水道・下水道の有形固定資産減価償却率の推移】

現在、上水道の有形固定資産減価償却率は47%、下水道は16.4%となっています。上水道は、昭和40年代以前に敷設した管路を下水管の埋設や区画整理事業などに併せて更新しているため、老朽管が少なく、率が低くなっています。また、下水道は、地方公営企業法に移行してから間もなく、管きょの経過年数が、30年未満ものが約7割を占めているため、率が低くなっています。



令和元年度決算「経営比較分析表」より

## 5. 現状や課題に関する基本認識

### (1) 公共施設の課題（老朽化・ニーズの変化）

- 公共施設の約半数を占めている学校教育系施設や市庁舎・支所といった行政系施設の老朽化が特に進んでいます。
- 人口の規模や構成の大きな変化は、行政サービスの需要量と内容に大きく影響を与えるため、将来の行政サービスに対するニーズの変化に対応していく必要があります。

### (2) 人口面の課題

- 平成22年をピークに徐々に人口が減少しており、今後は大幅な人口減少が進むと共に、年少人口及び生産年齢人口の減少と老年人口の増加という急激な人口構成の変化が予測されています。

### (3) 地区特性の課題

- 市街化区域が過半を占める地区と市街化調整区域が過半を占める地区があるなど、地区によって土地利用の状況が大きく異なり、公共施設等に求められる機能にも違いが見られ、整備状況も一律とはなっていません。

### (4) 財政面の課題

- 経常収支比率が高く、積立基金を増加させることができないことから財政制約が強まっています。このことから、今後は、さらに投資的経費の確保が厳しくなると予測されます。

### (5) インフラの課題

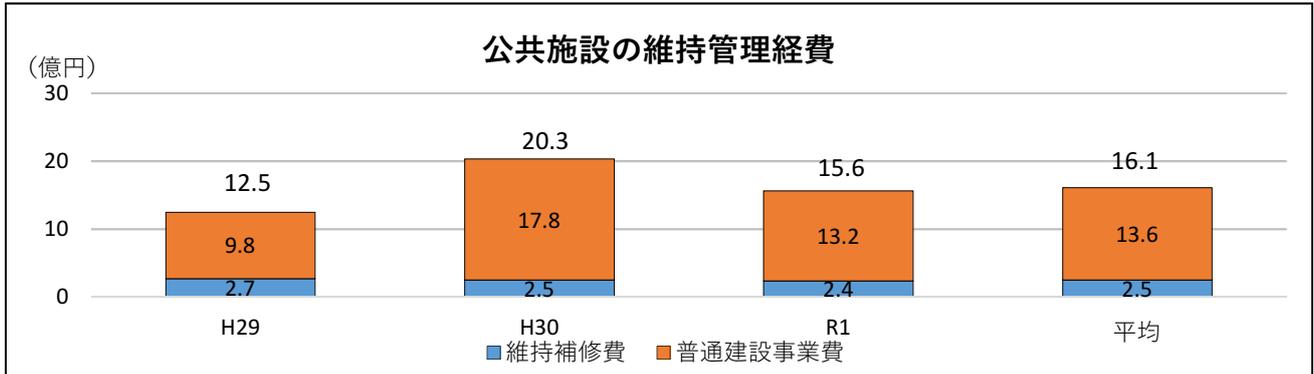
- 道路・橋りょうは、老朽化が進むに従って修繕ストックの増加が予想されます。構造物の安全性を確保するためには、劣化・破損などの状態に応じた適切な維持管理を計画的に行っていく必要があります。
- 上水道は、今後、人口減少に伴う給水人口の減少により配水量も減少する見込みです。水需要の減少によって収益の減少が予測される中、老朽化する水道施設の更新需要や震災を踏まえて管路の耐震化に対応する必要があります。
- 下水道は、今後、人口減少に伴う使用料収入の減少が予測される中、耐用年数を迎える管路施設の老朽化が急速に進むことから、維持・補修にかかる経費の増加のほか、耐震化対策も進める必要があります。

## 第3章 中長期的な維持管理・更新等にかかる経費

### 1. 公共施設

#### (1) 現在要している維持管理経費

公共施設に現在要している年間の維持管理経費は、3か年平均で約16.1億円、うち建物や設備等の機能を維持するために要する維持補修費は約2.5億円、施設の新設、増設、改良や不動産取得等に要する普通建設事業費は約13.6億円となっています。



平成29年度～令和元年度「地方財政状況調査」より

#### (2) 今後の更新等にかかるコストの予測 (白書P25・P26参照)

総務省が提供している更新用試算ソフトに本市における下記諸条件を加えて、改修・更新等のコストを算出しました。

##### 【試算条件】

- 建築物の耐用年数 : 60年と仮定
- 建物附属設備及び配管の耐用年数が概ね15年であることから、2回目の改修時期である建設後30年で建築物の大規模改修を行い、さらにその後30年で建替えると仮定する。
- 試算時点で、建設時からの経過年数が31年以上50年までの施設については、直近の10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より51年以上経過している施設については、建替えの時期が近いことから、大規模改修は行わずに60年を経過した年度に建替えることとする。
- 更新単価

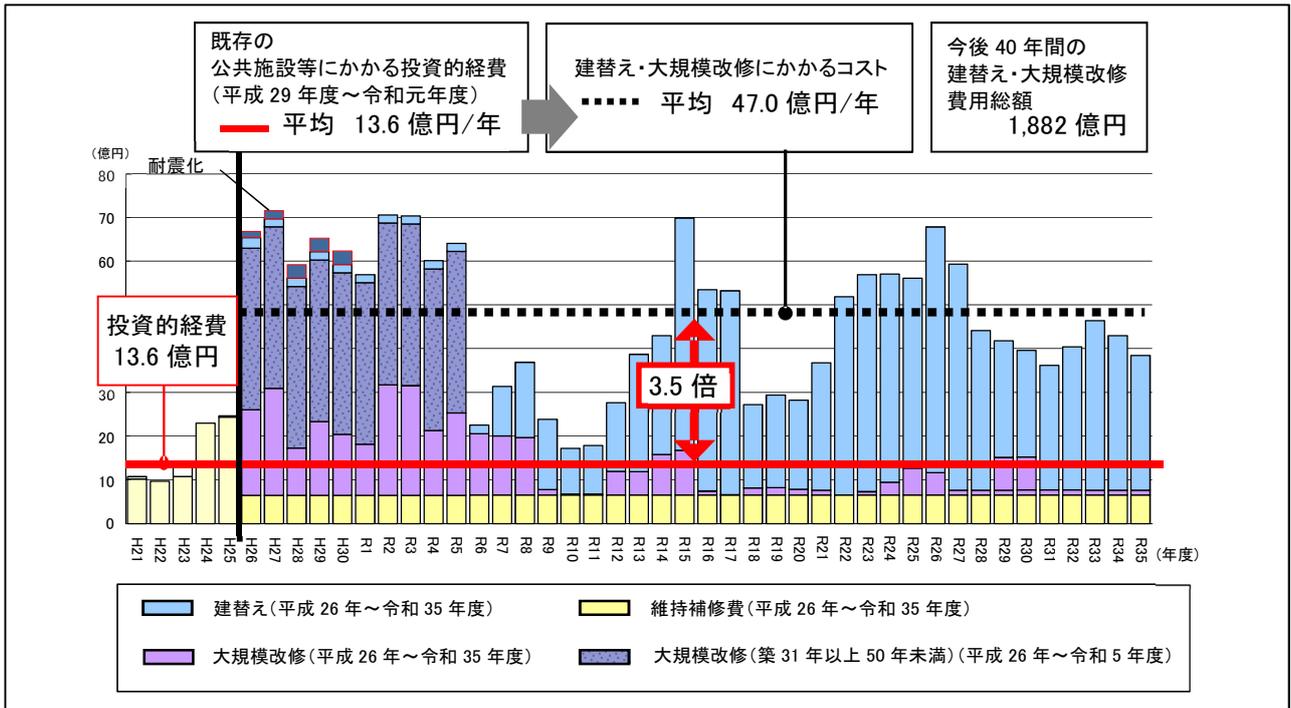
用途分類	建替え	大規模改修
市民文化系、社会教育系、行政系施設等	40 万円/㎡	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉施設等	36 万円/㎡	20 万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33 万円/㎡	17 万円/㎡
市営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡

- 全施設対象 毎年老朽箇所の修繕を実施 (3,000円/㎡×施設面積)
- 既に耐震化が決まっている施設について、耐震補強費用を31,000円/㎡×施設面積として計上する。耐震化が未定の施設のうち、試算時点で、建設時からの経過年数が31年以上50年までの施設については、平成28年～30年の3年間で均等に耐震化を行うと仮定し計上する。
- 入間市市営住宅長寿命化計画より廃止予定の施設については、耐震化や大規模改修等を行わないと仮定し、維持補修費のみを平成35年まで計上する。
- 入間市市営住宅長寿命化計画より用地活用予定の本宿団地、加根古団地、上の台団地、竹ヶ谷団地は、目標年次戸数を考慮し、下河原団地の費用を参考に平成25年から平成35年で按分し、維持補修費は平成35年までを現在の値、それ以降を下河原団地の値で計上する。

平成26年度策定「入間市公共施設マネジメント白書」より

本市が保有する公共施設に係る今後の建替え・大規模改修にかかるコストは、平成 26 年度から令和 35 年度までの 40 年間で、積み上げ方式で試算すると年平均 47.0 億円かかる見込みであり、これは直近の公共施設にかかる投資的経費の平均 13.6 億円の約 3.5 倍となります。また、現時点で既に築 31 年以上経過している施設や今後築 30 年を経過する施設が多くあり、今後 10 年間に一斉に大規模修繕が必要になってくることが予想され、その費用は、年間 50 億円を超えると試算されています。

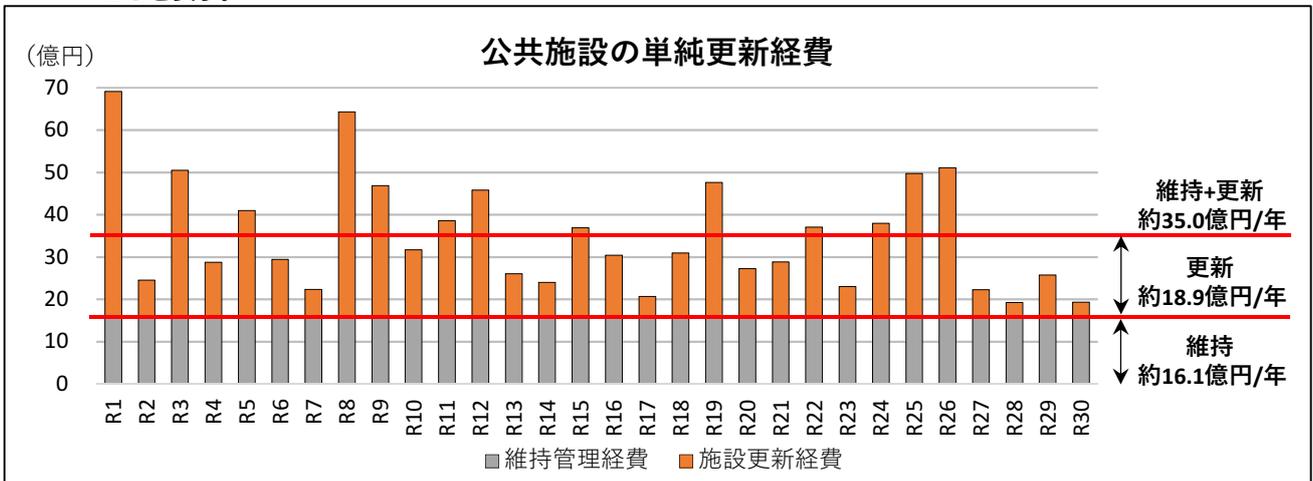
[図 3.1 公共施設 コスト試算]



(3) 単純更新した場合の経費見込み

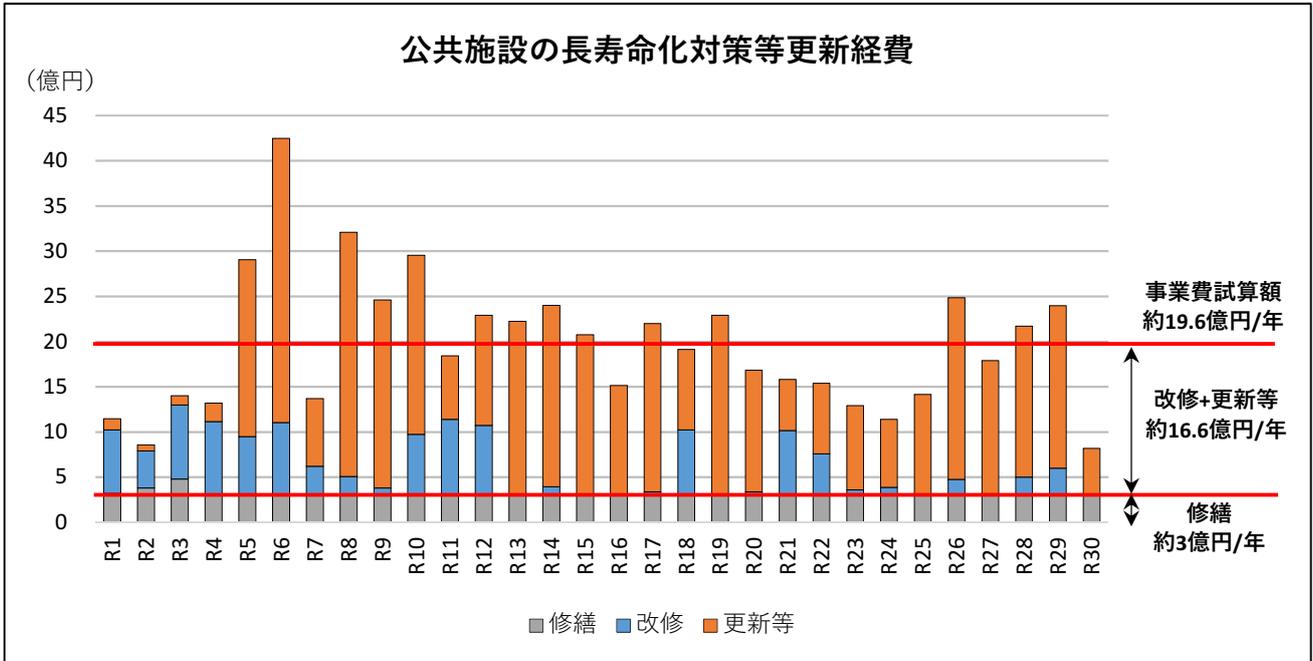
総務省が示す「公共施設等の適正管理の更なる推進について」(平成 30 年 4 月 25 日付)に基づき、既存施設の耐用年数経過時に単純更新<sup>※13</sup>した場合の経費を試算すると、今後 30 年間で約 568.3 億円(年平均約 18.9 億円)かかる見込みです。現在要している維持管理経費の年平均約 16.1 億円と合わせると、その費用は、年間約 35 億円になります。

※13：単純更新とは、既存施設が法定耐用年数を経過した時に、建設当時の取得価格と同程度の投資を行い建替えることを表す。



(4) 長寿命化対策等を行いながら更新した場合の経費見込み

長寿命化対策と共に、公共施設の機能・役割の見直しや保有量の適正化などを進めながら施設の更新を行った場合、その経費は、今後30年間で約496.7億円（年平均約16.6億円）が必要と見込んでいます。平成31年3月に策定した「入間市公共施設マネジメント事業計画」では、この経費に修繕費（年平均約3億円）を加えた約19.6億円を事業費試算額としてしています。



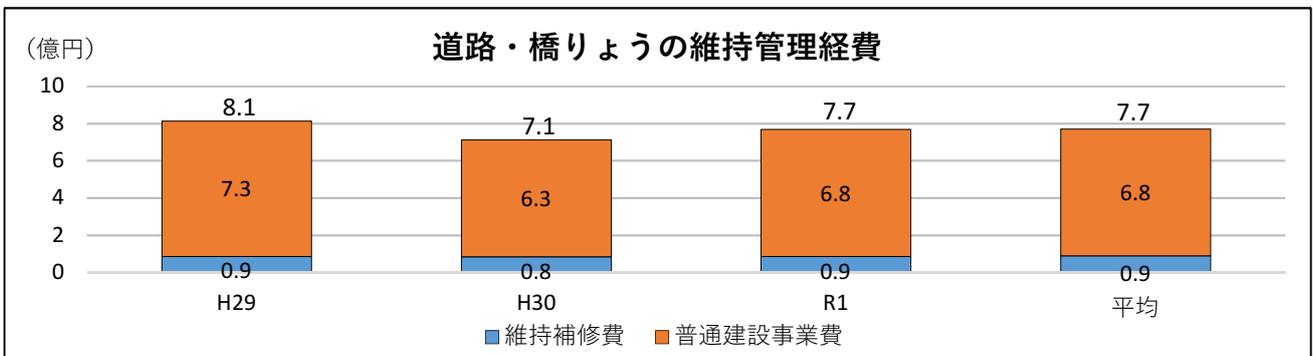
平成30年度策定「入間市公共施設マネジメント事業計画」より

## 2. インフラ

(1) 現在要している維持管理経費

【道路・橋りょう】

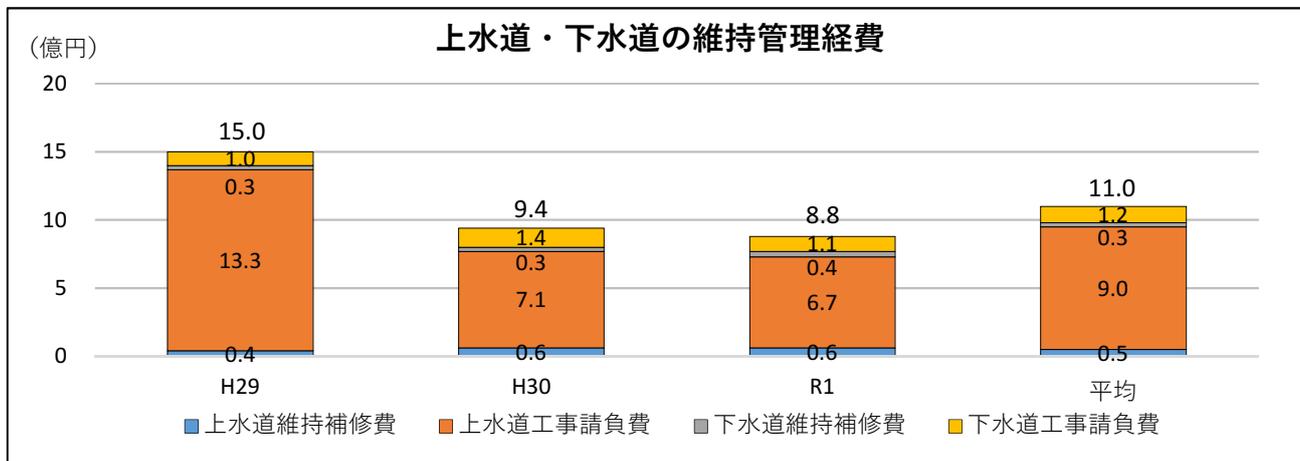
道路・橋りょうに現在要している年間の維持管理経費は、3か年平均で約7.7億円、うち維持補修に必要な経費は、約0.9億円、整備・改良や更新等に必要な普通建設事業費は、約6.8億円となっています。



平成29年度～令和元年度「地方財政状況調査」より

【上水道・下水道】

上水道・下水道に現在要している年間の維持管理経費は、3か年平均で約11億円となっています。そのうち、上水道は、施設等の維持に要する維持補修費（修繕費、材料費、路面復旧費）が約0.5億円、将来に備えて行う建設改良等の工事請負費が約9億円になっており、下水道は、維持補修費が約0.3億円、工事請負費が約1.2億円となっています。



平成29年度～令和元年度「入間市水道事業の決算報告」、「入間市下水道事業の決算報告」より

(2) 今後の更新等にかかるコストの予測（白書 P27・P28 参照）

インフラ資産も公共施設と同様、今後、耐震化及び老朽化等の維持・更新費用が必要とされています。そこで、総務省が推奨する更新費用試算ソフトにより今後40年間にかかるコストを次の条件で試算すると、道路・橋りょうは総額約450.1億円（年平均約11.3億円）、上水道・下水道は総額約997.1億円（年平均約24.9億円）が必要となる予測です。

【道路・橋りょう試算条件】

(1) 道路

- 以下の分類別面積に対し、それぞれの面積を15年で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算する。
- 更新単価

一般道路	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	2,700 円/㎡

(2) 橋りょう

- 整備した年度から法定耐用年数60年を経過した年度に更新すると仮定し、以下の構造別面積に対し、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算する。
- 現在鋼橋であるものは鋼橋で更新するが、それ以外の構造の場合はPC（プレストレスト・コンクリート）橋として更新していくことが一般的なため、これを前提とする。
- 更新単価

PC橋	425 千円/㎡
鋼橋	500 千円/㎡

【試算結果】

(1) 道路	40年間総額	392.1 億円	(平均 9.8 億円/年)
(2) 橋りょう	40年間総額	58.0 億円	(平均 1.5 億円/年)

平均約 11.3 億円/年

平成26年度策定「入間市公共施設マネジメント白書」より

【上水道・下水道試算条件】

(1) 上水道

- 整備した年度から法定耐用年数 40 年を経過した年度に更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算する。
- 更新単価

導水管及び送水管	～300mm未満	100 千円/m
	300～500mm未満	114 千円/m
配水管	～150mm以下	97 千円/m
	～200mm以下	100 千円/m

(2) 下水道

- 整備した年度から法定耐用年数 50 年を経過した年度に更新すると仮定し、管径別年度別延長に、それぞれの更新費用を乗じることにより更新費用を試算する。
- 更新単価

～250mm	61 千円/m
251～500mm	116 千円/m

【試算結果】

(1) 上水道	40 年間総額	517.6 億円	(平均 12.9 億円/年)
(2) 下水道	40 年間総額	479.5 億円	(平均 12.0 億円/年)

平均約 24.9 億円/年

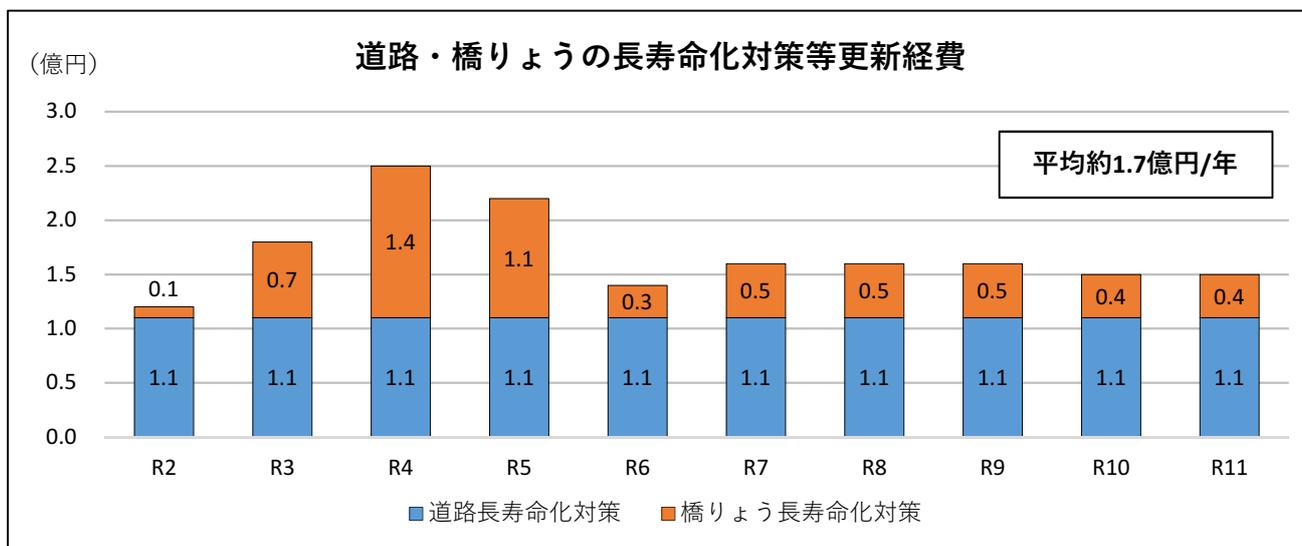
平成 26 年度策定「入間市公共施設マネジメント白書」より

(3) 長寿命化対策等を行いながら更新した場合の経費見込み

【道路・橋りょう】

道路は、舗装面の性状調査を定期的に行い、その診断結果を踏まえ破損の状況に応じた適切な措置を講じる予防保全型の修繕で長寿命化を行った場合、適正管理に必要な経費は、40 年間で約 44 億円（年平均約 1.1 億円）と試算しています。

また、橋りょうも定期的な点検を実施し、損傷が大きくなる前に対策する予防保全型の管理を基本として長寿命化を図った場合、必要な経費は、今後 10 年間で約 5.9 億円（年平均約 0.6 億円）と試算しています。

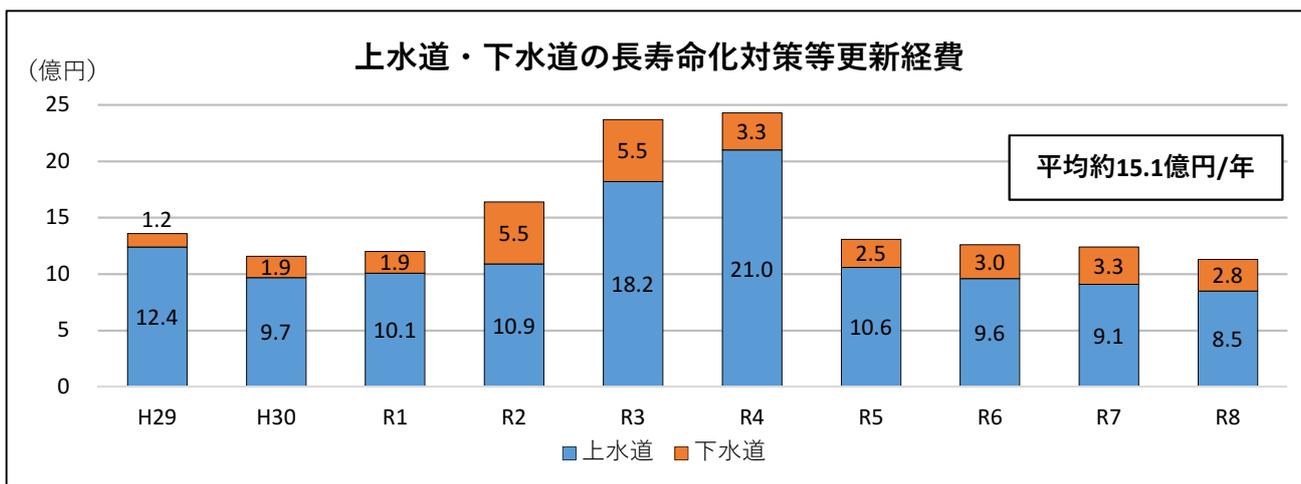


平成 30 年度策定「舗装の個別施設計画」、令和元年度策定「入間市橋梁長寿命化修繕計画」より

【上水道・下水道】

上水道は、法定耐用年数で設備や管路等を更新するのではなく、各々の特性に応じた実使用年数までできる限り長期間利用する長寿命化の考え方をういて試算すると、その経費は、10年間で約120.1億円（年平均約12億円）が必要と見込んでいます。

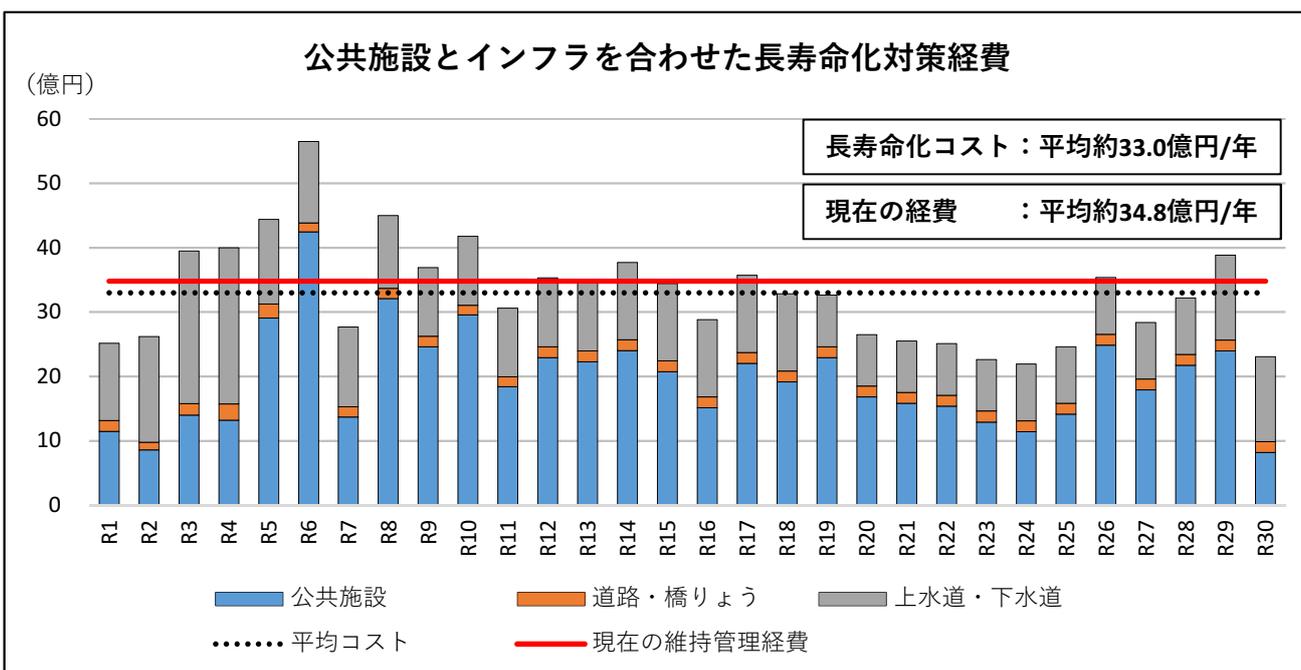
また、下水道も同様に法定耐用年数を経過していても健全な管きよは使用していくという長寿命化の考え方をういて試算すると、その経費は、10年間で約30.9億円（年平均約3.1億円）が必要と見込んでいます。



平成28年度策定、令和3年度中間評価・見直し「入間市新水道ビジョン」  
 平成28年度策定、令和3年度中間評価・見直し「入間市下水道事業中長期経営計画」より

3. 長寿命化対策等による削減効果額

公共施設とインフラを合わせた長寿命化対策等による更新経費は、今後30年間で989.9億円、年平均では約33億円が必要となり、近年の維持管理経費の平均額34.8億円と概ね同程度となることを見込まれます。



### 第3章 中長期的な維持管理・更新等にかかる経費

総務省が提供している更新用試算ソフトをもとに、公共施設の建替え、改修等にかかるコスト試算とインフラ資産にかかるコスト試算を合算し、本市における今後の投資的経費を見通すと、今後30年間総額で2,496.9億円、年平均83.2億円が必要となります。したがって、長寿命化対策等による経費の削減効果額は、30年間で1,507億円程度との試算結果になります。

[表 3.1 令和元年から30年間の公共施設等の維持管理・更新等にかかる経費の見込]

		長寿命化対策等を反映した更新経費				今後の コスト予測 (⑤)	長寿命化 対策効果額 (④-⑤)	現在要している 年間経費 (過去3年平均)
		修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計(④) (①+②+③)			
普通会計	建築物 (a)	9,280	10,040	39,630	58,950	141,150	▲82,200	1,610
	インフラ施設 (b)	-	5,070	-	5,070	33,758	▲28,688	770
	計 (a+b)	9,280	15,110	39,630	64,020	174,908	▲110,888	2,380
公営事業 会計	建築物 (c)	-	-	-	-	-	-	-
	インフラ施設 (d)	-	-	34,970	34,970	74,783	▲39,813	1,100
	計 (c+d)	-	-	34,970	34,970	74,783	▲39,813	1,100
建築物計 (a+c)		9,280	10,040	39,630	58,950	141,150	▲82,200	1,610
インフラ施設計 (b+d)		-	5,070	34,970	40,040	108,541	▲68,501	1,870
合計 (a+b+c+d)		9,280	15,110	74,600	98,990	249,691	▲150,701	3,480

(単位:百万円)

## 第4章 公共施設最適化基本方針

### 1. 公共施設最適化基本方針

本市の公共施設の「今後の課題」に対応していくために、基本理念のもとに3つの基本方針を掲げて、公共施設マネジメントを推進します。

### 2. 基本理念

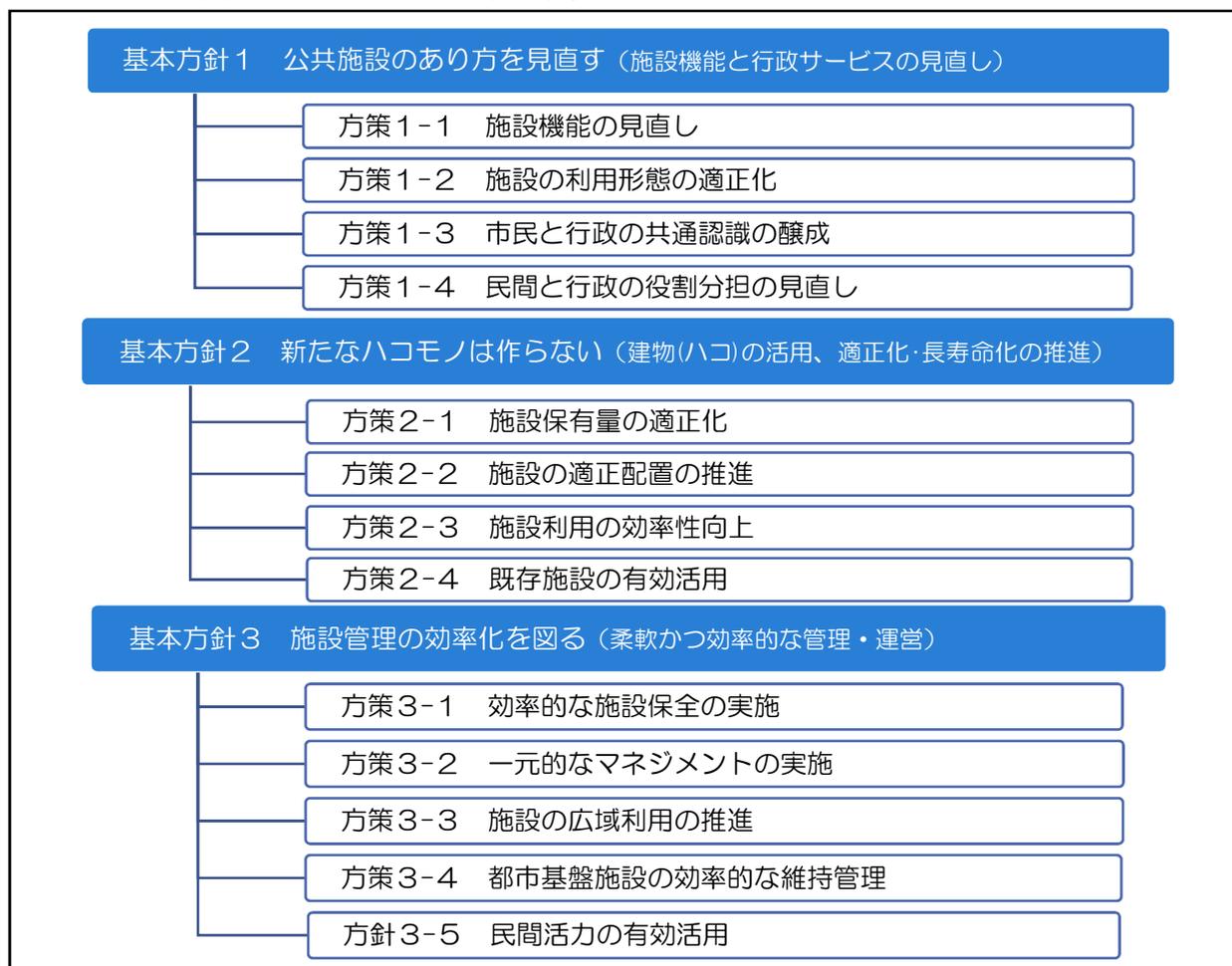
市民にとって真に必要な施設サービスを持続的に提供していくための全体適正化

「市民にとって真に必要な施設サービスを持続的に提供していくための全体適正化」を基本理念に公共施設マネジメントによる「適財適所<sup>※14</sup>のまちづくり」を進め、適切な量を、適切に配置して、効率的な維持管理と利活用を図る「公共施設的最適化」に取り組みます。

※14：「適財適所」とは、市民共有の財産である公共施設について、適切な量を適切に配置するという公共施設マネジメントの考え方を、端的に表す造語として使用している。

### 3. 基本方針

基本理念の実現に向けては、下記体系図のとおり「公共施設のあり方を見直す」、「新たなハコモノは作らない」、「施設管理の効率化を図る」という3つの方針を定め、その具体的な展開に向けて13の実行方策を設定して取り組みます。



### 基本方針1 公共施設のあり方を見直す（施設機能と行政サービスの見直し）

施設の建設当初と現在の行政需要は大きく変化しており、社会情勢や市民生活の変化に合わせて、求められる行政サービスの質や量も変化してきました。公共施設の適正化を推進するためには、求められる行政サービスを踏まえて、施設の持つ機能を見直していくことが必要です。

そこで、社会情勢の変化や市民生活の将来見通しを考慮した上で、適正な行政サービスが提供できるよう公共施設の機能を見直し、適正な施設量、施設配置への再編を図ります。

ただし、再編は厳しい財政状況を考慮して、将来負担を踏まえた全体量を圧縮する方向で進めることとします。

#### (方策1-1)施設機能の見直し

- 社会情勢や市民生活の変化に合わせて、行政サービスの適正化を図るとともに公共施設の機能の見直しに取り組みます。
- 各施設が連携し、補完しあうことによって行政サービスが提供できる仕組みを構築し、特定の施設に頼らない行政サービスを提供します。

ハードとしての「施設」の規模や配置にとらわれることなく、ソフトとしての「行政サービス」に対する現在及び将来の市民ニーズに合わせて、それぞれの公共施設に求められる機能や役割を見直します。また、新たな機能に見合った施設の適正規模・適正量を割り出した上で、公共施設の再整備・維持管理を進めていくこととします。

施設機能の見直しを進めることが、公共施設の適正化を図る上で最も重要であり、市民の理解を得ることにつながります。ただし、市民ニーズは多様であることから、市の政策及びマネジメントの方向性については市民に丁寧に説明し、自らの課題として認識してもらえよう努めます。

#### (方策1-2)施設の利用形態の適正化

- 施設機能の見直しに合わせて、施設の利用形態の適正化を進めます。
- 利用形態に合わせた施設・設備等の改善に取り組みます。

市民ニーズに合わせて、それぞれの公共施設に求められる機能や役割を見直すとともに、施設の利用形態についても適正化を図っていきます。具体的には、特定の分野に限定した利用をなくしたり、利用時間や開館日の設定を変更したりするなど、見直した施設機能を効果的に活用するために柔軟性をもって取り組んでいきます。また、施設の再整備を進める際には利用形態の適正化についても十分に考慮して取り組んでいくこととします。

(方策1-3)市民と行政の共通認識の醸成

- 職員研修や庁内推進会議等を通じて、公共施設マネジメントを全庁的な取組として位置づけます。
- 継続的に市民周知を図り、公共施設に対する課題認識を市民と共有し、理解を深めた上で、公共施設の適正化を進めます。

行政サービスや施設機能の見直しに際しては、行政各部署が連携し、一体となって取り組まなければならない。全職員対象の研修機会の設定や庁内推進会議等の検討組織を設置して情報を共有し意思統一を図るなど、公共施設マネジメントを全庁的な取組として位置づけていきます。

さらに、市民・民間事業者等に客観的なデータを積極的に提供することで公共施設の適正化に向けた共通認識を醸成し、十分な理解の下でマネジメントを進めていきます。

(方策1-4)民間と行政の役割分担の見直し

- 民間と行政の役割分担について、行政サービスや施設機能の見直しに合わせた適正な方向を検討し、再構成することとします。

行政サービスや施設機能を見直す場合には、それぞれの施設の整備方法や管理運営、事業運営などについて、どのような形態が適正であるのかを検討します。その際には、民間と行政の役割分担についても有効性や効率性を考慮して再構成を進めていきます。

基本方針2 新たなハコモノは作らない（建物(ハコ)の活用、適正化・長寿命化の推進）

今後の財政運営を考慮すると、新規の施設整備を行う余裕はなく、既存施設の有効活用が必須となります。公共施設の有効活用を推進するためには、慣例にとらわれない柔軟な発想で利用率の向上を図り、資産として活用していくことが重要です。また、有効活用を図るためには施設の再整備に取り組む必要があり、再整備にかかる費用の縮減や平準化のために、施設の保有量や配置の適正化、長寿命化にも取り組むこととします。

公共施設マネジメントでは、新たな施設整備は行わず、既存施設の有効活用と再整備を連動して捉え計画的に推進していきます。

(方策2-1)施設保有量の適正化

- 必要不可欠な機能は維持しつつ、施設保有量を適正規模に縮減します。
- 原則として新規建設は行わないこととします。ただし、複数施設の廃止を伴う施設更新で、総量縮減につながり大幅なコスト削減と実効性が検証された場合に限り、新規建設も視野に入れます。
- 学校施設は、適正配置の考え方の中で地区の拠点施設として有効活用を図っていきます。
- 施設を更新する場合は、容易に機能の転用が図れる構造とし、最小限の投資で新たなニーズに対応できるような施設整備を進めます。

今後の人口減少、少子高齢化に代表される人口構成の変化、市民生活の変化などに対して、現状では公共施設の適正化には取り組めていません。今後はそうした現状に対応して必要不可欠なものに絞ることによる施設保有量の縮減に取り組んでいきます。

本市の公共施設マネジメントにおいては、様々なシミュレーションや市民との意見交換等を踏まえ、複合化や多機能化、統廃合などの手法を使って施設保有量の縮減に取り組みます。その際には、廃止に伴う代替機能の確保、統合・複合化の有効性、コスト面での効果、さらに本市の長期的な政策などを考慮した上で進めることとします。

特に、学校施設の適正化については、保有量の縮減につながる再整備方法としてモデル事業化し、有効活用の方向性を示すものとします。

なお、施設保有量、トータルコスト、年間コスト等の数値目標及び施設整備の優先順位等は再整備計画の中で示すこととします。

#### (方策2-2)施設の適正配置の推進

- 地域対応施設は、歴史的経緯や地区の伝統、血縁・地縁関係、地区住民の意向なども考慮しつつ9地区または6地区のどちらかの地域区分で再配置を進めます。
- 地区の拠点施設の再整備については、総合計画における地区の生活拠点の考え方と整合が図れたものとします。
- 地区により市街化区域と市街化調整区域の割合や人口構成、施設の整備状況に違いがあるため、地区ごとの実情に合わせた施設の適正配置を検討します。

本市では白書による分析を進めるにあたって、地域区分として旧町村の区分である6地区と生活圏域である9地区とを設定しました。施設の適正配置を進める際には、この6地区及び9地区の区分を活用して検討することとします。

特に、学校や公民館、保育所をはじめとする地域対応施設については、9地区または6地区のどちらかの地域区分で複合化や多機能化、統廃合等の手法を活用して再整備を進めていきます。再整備を検討する際には、地区住民と議論を重ねることで十分な理解を得るとともに地域性を考慮しながら進めていきます。

なお、施設によっては広域的な配置バランスも含めて検討していきます。

#### (方策2-3)施設利用の効率性向上

- 各施設の利用対象者の拡大や施設利用の多目的化を進め、利用率の向上に努めます。
- 交通手段の確保などを検討し、利用者の利便性の向上に努めます。

白書でも明らかなように、本市における各施設の利用率は、一部を除いて低い状況であり効率的な利用が行われているとは言いがたい状況です。利用率を上げるためには、利用対象者の拡大や利用条件の緩和、施設の多目的化などを検討し、実行することが必要です。また、交通手段の確保等についても、施設利用者の利便性を高めるための方策として検討していくこととします。

なお、利用率の向上を図るための方策として、民営化についても検討していきます。

(方策2-4)既存施設の有効活用

- 他の公共施設への転用、民間への貸与や売却等に取り組み、資産としての公共施設の有効活用を図ります。
- 施設の有効活用により生み出した財源については、公共施設整備基金への積立などにより今後の公共施設の適正化の取組に活用するものとします。

公共施設は市民の貴重な財産です。それを有効活用するためには、聖域を設けず長期的視点を持って適正な活用方法を見出す必要があります。

本市においては、保有し続ける施設については効率的な活用を図る一方、不要と判断された施設については、財源確保のための資源として民間への貸与や売却等に取り組み、公共施設整備の財源としていくこととします。

基本方針3 施設管理の効率化を図る（柔軟かつ効率的な管理・運営）

限られた財源の中で、より良い状態で公共施設を維持し活用していくためには、施設の状態を正確に把握し、施設全体を一元的な視点から管理・運営していくことが必要です。

また、柔軟な発想で管理・運営の効率化を図るためには、近隣市との連携による施設の広域化、民間活力の有効活用なども検討することが必要です。

本市の公共施設マネジメントでは、市民ニーズの本質を見極め、必要不可欠な行政サービスとは何かを導きだした上で、施設の再整備を含め管理の全体効率化に取り組んでいきます。

(方策3-1)効率的な施設保全の実施

- 施設カルテ<sup>※15</sup>を活用して、日常的な点検・診断等に取り組みます。
- 修繕や大規模改修については、長期的計画を策定して効率的な施設保全に努めます。
- 効率的な施設保全を行うために、事後保全から予防保全に切り替えます。
- 総合的な保全を行うために、庁内の体制整備を図ります。
- 各施設の安全確保、耐震化、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン<sup>※16</sup>などにも配慮した施設保全に取り組みます。

今後、公共施設マネジメントを進めていくためには常に公共施設の実態を把握しておくことが重要であり、施設カルテによる日常的な管理が必要となります。また、公会計制度のもとで整備される固定資産台帳<sup>※17</sup>と施設カルテとの連携、情報の共有化についても考慮していきます。

効率的な施設保全を行うためには、故障・破損が発生してから対処する事後保全から計画的に行う予防保全への切り替え、個別の施設ごとの保全体制から総合的な保全体制への切り替えが必要であり、担当部署の設置も含めて体制整備が重要となります。

こうしたことに取り組むことにより、公共施設の長寿命化を図り財政負担の平準化を進めることとします。ただし、長期的に見た場合、長寿命化を図るより、施設を更新したほうが効率的な場合があるため、有効性については十分な検証をしていきます。

なお、施設類型ごとの維持管理の方針や保全の手法等は、維持管理計画の中で示すこととします。

※15： 施設カルテとは、施設の「建物情報」「設備情報」「コスト情報」等をデータベース化したもの。

※16： ユニバーサルデザインとは、全ての人にとって使いやすいように意図して作られた製品・情報・環境のデザインのこと。

※17： 固定資産台帳とは、地方公共団体が土地・建物・機械などの固定資産を管理するために作成する帳簿。

#### (方策3-2)一元的なマネジメントの実施

- 基本方針のもとに再整備計画、維持管理計画を整備した上で、具体的な事業推進に向けて事業計画を策定するとともに、公共施設マネジメント推進課において一元的なマネジメントを実施します。

今後、公共施設マネジメントの推進に際しては、総合的かつ長期的視点から公共施設に関する情報を一元的に管理し、推進評価を行っていくこととします。

事業計画における施設機能の見直し、施設保有量の縮減、適正配置の方向性の検討・決定、施設の修繕や更新にあたっての優先順位の決定などには庁内横断的な取組が必須となります。

こうした取組を効率的に推進するため、公共施設マネジメント推進課において一元的なマネジメントを実施します。

#### (方策3-3)施設の広域利用の推進

- 近隣市との公共施設の相互利用を促進していきます。
- 近隣市との公共施設の管理運営組織の共同化又は一括委託化、広域対応施設の管理運営経費の共同負担、施設の共同設置などについて検討を進めます。

近隣自治体間では、現在も公共施設の相互利用を実施していますが、今後は公共施設に関する広域連携をさらに推進し、近隣市域内の住民への行政サービスの向上と経費削減を目指します。また、広域連携を検討する際には、利用者の利便性の向上につながる広域的な交通手段についても検討する必要があります。こうした取組を進めることにより、各施設の利用促進を図っていくこととします。

なお、近隣市域内に所在する国及び県の施設、並びに民間の公益的な施設についても連携の方策を検討していきます。

#### (方策3-4)都市基盤施設の効率的な維持管理

- 都市基盤施設については、個別計画に基づく維持管理に取り組みます。
- 都市基盤施設の総体的データは、公共施設マネジメント全体の財政計画で常に把握・管理します。

道路、橋りょう、上下水道などの都市基盤施設は、原則として担当部署において個別計画に基づき長期的な視点をもって、効率的な維持管理に取り組むものとしします。また、効率性をもって維持管理に取り組むためには、包括委託による民間活力の活用も検討していきます。

保有量やコスト試算など総体的なデータについては、公共施設マネジメントを所管する部署で常に把握し、マネジメント全体の財政計画の中で都市基盤施設についても捉えておくこととします。

なお、一部の橋りょうについては縮減の検討が可能なものが存在するため、再整備計画において方向性を示すこととします。

(方策3-5)民間活力の有効活用

- 公共施設の管理運営においては、地域団体やNPO法人との協働を進めます。
- 公共施設の整備、管理運営においてPPP<sup>※18</sup>の手法を積極的に導入します。なかでもPFI<sup>※19</sup>については、財源調達方法及び行政サービスの向上の手法として積極的な活用を検討します。

行政サービスの中には、民間活力を導入することでサービスの充実や効率化が図れるものがあり、公共施設の管理運営及び整備についても検討対象とすることができます。

管理運営面ではPPP（官民連携：指定管理者制度、公設民営方式、包括民間委託など）を積極的に推進します。また、施設によっては、地域団体やNPO法人などによる管理運営への切り替えや施設の所在する地区への委譲などを検討することとします。

※18：官民連携のこと。公共施設に関する取組としては指定管理者制度、公設民営方式の施設運営、包括民間委託などがある。

※19：社会資本整備及び運営を民間主体で行うこと。公共施設の整備に民間の資金や技術力、経営能力を活用する方法。建設だけではなく、設計、資金調達から管理運営まで包括的に民間が主導し、行政は民間サービスを購入する形式。

## 4. 推進方法

基本方針に基づいて公共施設マネジメントを実行するための推進方法として、2つの方向性を示し、それを実施していくための方策として8項目を設定します。



### 方向性1 整合の取れた計画の策定

公共施設マネジメントを推進していくための実行計画として「再整備計画」と「維持管理計画」を策定するとともに、その具体化を図るために事業計画及び地区別計画を策定します。また、他の行政計画と整合を図り、連動して事業を推進します。

#### (方策1-1)再整備計画の策定

再整備計画は、主として基本方針1「公共施設のあり方を見直す（施設機能と行政サービスの見直し）」と基本方針2「新たなハコモノは作らない（建物（ハコ）の活用、適正化・長寿命化の推進）」について、具体的な取組方向を示すものです。さらに、再整備に対する市民理解を得るために、地域性を考慮した地区別計画の策定、及び10年間の具体的な事業計画の策定を進めていきます。

再整備計画は、基本方針1に基づき本市において公共施設マネジメントを進める際の方向性についてまとめるものとし、事業計画及び地区別計画は、その方向性に従いつつ必要に応じて事業内容を見直すなど、柔軟性を持った10年間の計画として策定します。

#### (方策1-2)維持管理計画の策定

維持管理計画は、主として基本方針3「施設管理の効率化を図る（柔軟かつ効率的な管理・運営）」について、具体的な取組方向を示すものです。再整備計画と同様に具体的な取組については、地区別計画及び事業計画で明らかにしていきます。

(方策1-3)個別計画との連携（都市基盤施設）

道路、橋りょう、上下水道等、都市基盤施設については、更新や維持管理に関する取組方向を個別計画で具体化するものとします。個別計画については各所管課が策定することとし（道路、橋りょう、上下水道は策定済み）、マネジメントの推進についても所管課が担当するものとします。

(方策1-4)他の行政計画との連動

個別施設については、例えば教育振興基本計画や生涯学習推進計画、高齢者保健福祉計画、市営住宅長寿命化計画等に位置づけられており、それらの計画を見直す際には、基本方針や再整備計画・維持管理計画の取組方向を反映していくこととします。また、都市計画マスタープランや地域防災計画など、都市整備等の全体的な計画との連動を図ります。

## 方向性2 実現に向けた条件整備

基本方針で掲げた公共施設マネジメントを実現するためには、様々な条件を整備することが必要となります。その方策として4つの項目を示します。

(方策2-1)市民意見の反映

公共施設マネジメント推進のためには市民の理解と協力が不可欠であり、市民と行政の信頼関係の上に成り立つものでなければなりません。また、取組方向は市民ニーズを考慮したものとします。

基本方針をはじめとして、再整備計画や維持管理計画、地区別計画、事業計画等を策定する際には、様々な機会を捉えて市民周知を図るとともに市民からの意見聴取を積極的に行います。市民から意見を聞く場合には、意見交換の機会を設けて、施設利用者だけでなく広く一般市民と議論を重ねるとともに、市民アンケート等を実施します。また、施設の統廃合や複合化、多機能化などを進める際には、丁寧な説明と市民の意向の確認が必要不可欠です。市民が意見を出し合い、行政がそれを計画としてまとめて実行していくという仕組みづくりをしていきます。

本市の公共施設マネジメントは、こうした取組を通じて市民の意向が反映された施策として推進していきます。

(方策2-2)推進組織及び体制

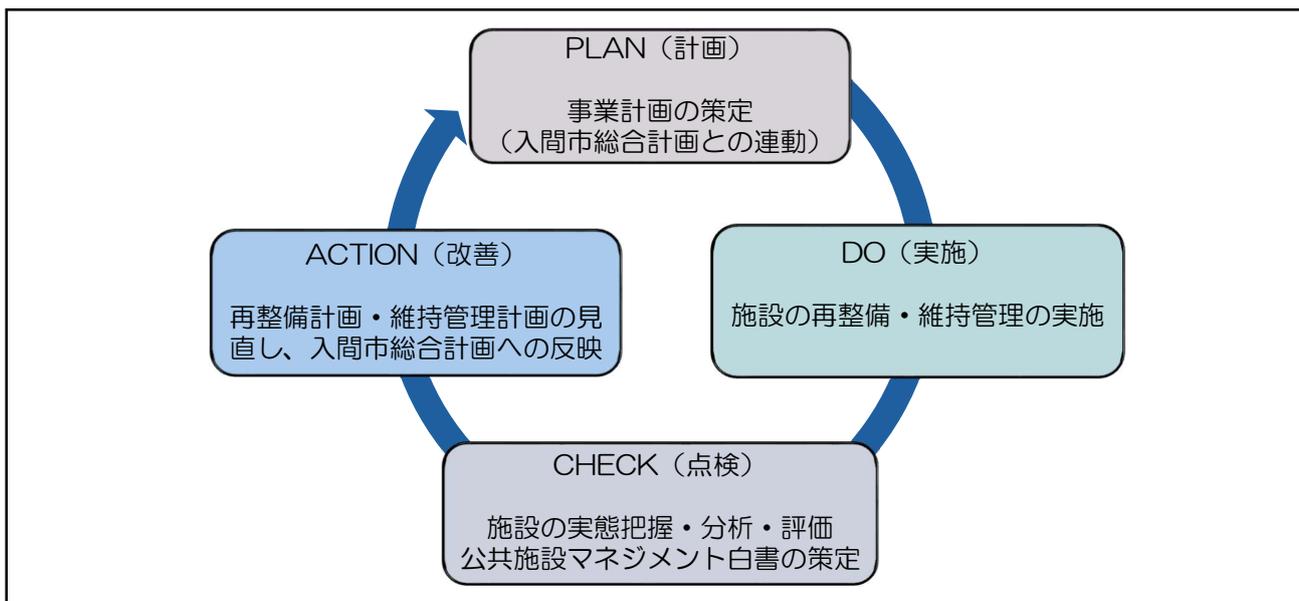
公共施設マネジメント推進課は、公共施設マネジメント全体を企画し調整する企画部門、施設の維持管理・更新を検討し実行する営繕部門、施設の日常的情報管理や資産としての活用方法を検討し実行する資産管理部門を合わせた専任の組織とし、公共施設の一元的なマネジメントを推進していきます。また、全庁的に取り組むための組織として庁内推進会議を常設し、情報の共有化や共通認識の確保等を図っていきます。

(方策2-3)PDCAサイクルの推進

基本方針及び再整備計画・維持管理計画は30年間の長期的なものとして策定しますが、社会情勢や市民生活の変化等に応じて時点修正を図っていきます。

そのために、取組の成果についての評価方法を確立するとともに、PDCAサイクルを活用して計画を常に改善し、適正化していくこととします。また、実績等に対する評価については内部的なものにとどまらず、市民・市議会等への報告・公表を行い、常に市民の理解を得てから進めていきます。

[図 4.1 公共施設マネジメント PDCA サイクル]



(方策2-4)資金調達方法

公共施設マネジメントを進めるにあたっては、長期的なコスト試算に基づいて、財政計画を検討し資金調達方法の整備を進めます。常にライフサイクルコスト<sup>※20</sup>を把握して、それに見合った資金調達方法を用意していきます。

予算編成の中で投資的経費を平均的に確保していくことが大前提ではありますが、その財源としては、従来の一般財源や補助金、起債の活用などに加えて、施設の共同利用や貸与によって得られる使用料や公共施設の再整備を行うことによって生み出された資産の売却益といった財源の確保、基金の設置、PFIなど民間資金の活用等についても積極的に推進します。

また、施設利用者とそうでない市民との公平性を保つためには、必要な経費を利用者に負担していただく受益者負担の適正化を推進していきます。

※20： ライフサイクルコストとは、公共施設等を取得し使用するために必要な経費の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程で必要な経費の合計額をいう。

## 第5章 公共施設再整備計画

### 1. 取組方針

- ◆ この章では、基本方針のうち主として「1 公共施設のあり方を見直す」と「2 新たなハコモノは作らない」で示した、施設機能の見直し、利用形態の適正化、保有量の適正化、適正配置の推進、利用の効率性向上、有効活用の方策などについての考え方を示します。
- ◆ 施設に対する広域連携や除却施設の取り扱いに対する取組方針についても方向性を示します。

### 2. サービス内容と施設機能の見直しに対する取組方針

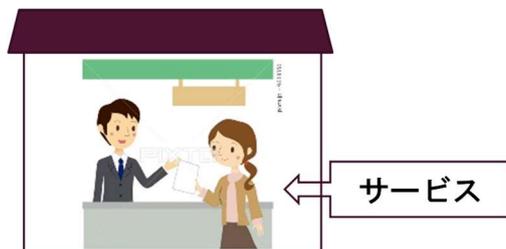
- ◆ サービス内容と施設機能の見直しについては、公共施設をソフトとしての「施設サービス」と、ハードとしての「施設機能」とに分けて、それぞれの施設に求められる役割を見直します。
- ◆ サービス内容と施設機能の見直しによる効果を高めるために、民間と行政の役割分担の見直し、民間活力の有効活用についても積極的に取り組みます。
- ◆ 見直したサービス内容と施設機能に見合うように、公共施設の規模、総量、配置についても適正なものに見直していくこととします。

#### (1) サービス内容の見直しの考え方

- 施設で提供しているサービスの内容については、市民ニーズなどを的確に捉えた上で、公共性と公平性などの視点から見直します。

#### [見直しの視点]

モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定多数の市民に求められているサービスとなっているか</li> <li>・継続的に求められるサービスとなっているか</li> <li>・サービス内容と対象者（利用者）との整合が図れているか</li> </ul>
情勢分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況や地域情勢の変化などに対応したサービスとなっているか</li> <li>・国や県の動向などを反映したサービスとなっているか</li> </ul>
まちづくりの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画をはじめとした各種行政計画と整合したサービスとなっているか</li> <li>・地域コミュニティの動向を反映したサービスとなっているか</li> </ul>
人口動態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全市的または地域の人口動態と整合の取れたサービスとなっているか</li> <li>・将来的な人口推計と整合の取れたサービスとなっているか</li> </ul>
公共性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的に義務付けられたサービスとなっているか</li> <li>・市民にとって必要なものと判断できるか</li> <li>・民間企業や市民団体、NPO法人等が同様のサービスを提供していないか</li> </ul>
公平性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス内容が特定の分野に限られていないか</li> <li>・サービス内容が特定の対象者に限られていないか</li> <li>・サービス内容が特定の地域に限られていないか</li> </ul>



サービスとは・・・

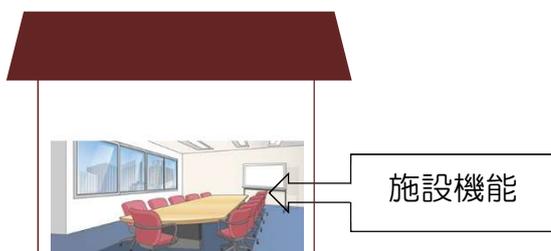
市が市民の皆さまに提供している子育て支援、高齢者支援、社会教育、学校教育、コミュニティ支援などのソフトウェアに関すること。

(2) 施設機能見直しの考え方

- 施設機能について、サービス内容に応じて施設そのものが必要か検証するとともに、施設が備えるべき機能についても見直しを図ります。
- 施設更新のタイミングで機能を見直す際には複合化や多機能化、統廃合の可能性についても検証し、効果があると判断される場合は、的確な施設の再整備を進めることとします。
- 複合化等に至らない場合でも、各施設が連携し補完し合うことで機能の見直しを図り、求められているサービスが提供できるよう検討します。

[見直しの視点]

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独で実施すべきサービスか、複合化や多機能化できるものか</li> <li>・他のサービスと組み合わせることで利便性の向上や相乗効果が期待できるか</li> <li>・特定の施設を必要とするサービスか</li> </ul>
施設機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備の規模、仕様はサービス内容に合致しているか</li> <li>・施設配置、複合化の組合せ等は、サービス内容に合致しているか</li> </ul>



施設機能とは・・・  
 施設にある部屋、設備などのハードウェア  
 (ハードウェアの主な役割) のこと。  
 例) 会議室機能 (左図)

図：施設内に会議室（貸室）がある場合

(3) 民間と行政の役割分担見直しの考え方

- 施設の見直しを行う際には、民間と行政の役割分担についても検討します。
- 役割分担の見直しについては、次の4つの区分で検討します。

[見直しの視点]

公設公営	公設民営		民設公営	民設民営
直営方式 (一部業務委託含む)	包括的管理運営委託 (指定管理者方式)	施設貸与 譲渡方式	リース方式	PFI方式 補助金方式等

(4) 民間活力の有効活用の考え方

- 民間と行政の役割分担の見直しと併せて、全ての施設において、管理運営や施設整備に民間活力を導入することで、サービスの向上や効率化を図れるかを検討します。
- 施設整備を行う際には、PFI方式など民間活力を活用した整備ができないかを積極的に検討し、事業費の縮減にもつなげていきます。
- 管理運営方法を選択する際には、民間活力の積極的な活用を念頭に置き、施設の現状や特性に応じて、最も効果的・効率的な方法を導入します。

- 提供するサービスの公共性、公平性、効率性等を勘案して有効性が高いと判断されるものについては、包括民間委託や指定管理者制度等により民間事業者の積極的な活用を図ります。
- 民間活力の有効活用の手法については、次の4つの手法を中心に検討することとします。

[見直しの視点]

指定管理者方式	・市が設置した公共施設について、その設置目的を達成するために、民間に施設の管理や事業の運営を委ね、その経営能力や技術を活用すること。
包括的管理運営委託	・個別に発注している業務を、包括的に委託することで、事務の効率化を図るとともに、コストの削減につなげること。
リース方式	・施設や設備機器を比較的長期にわたり賃貸することで、更新を含めた維持管理コストを平準化すること。
PFI方式	・行政が企画した施設整備業務等に対して施設整備の提案を行い、それに沿って資金回収、建築物の設計・施工、建設後の施設運営を行うこと。



他市では・・・

所有する本庁舎や各支所、老人福祉センター、学校給食センター、体育館などの「公共施設」の保守点検業務を民間事業者に一括委託している例もあります。

そうすることで、一体的な施設管理が可能となり、契約事務の軽減や支払い事務の一元化等の効率化が図られています。

### 3. 施設の整備・運営の適正化に対する取組方針

- ◆ 原則として新規施設の建築はせず、既存施設の改修・更新のみ実施することとし、厳しい財政状況や市民ニーズの将来的な見通しを考慮して、施設総量を縮減する方向で進めます。
- ◆ 今後保有し続けると判断した施設については、長寿命化を図ることとし、ランニングコストの縮減に配慮した整備を実施します。
- ◆ 利用形態や運営方法の適正化については、慣例にとらわれない柔軟な発想により、有効活用に向けた見直しを行います。

#### (1) 保有量適正化の考え方

- 市民と課題を共通認識とするために、縮減目標を客観的な指標で設定した上で、施設総量縮減の目標と優先順位を設定します。

#### 【公共施設マネジメント事業計画による保有量適正化】

- 白書の分析結果によると、今後の公共施設整備にかかる費用は、年平均で約47億円であり、過去3年間の平均額13.6億円と比較すると3.5倍となっています。この試算からすると29%の公共施設しか維持できないこととなります。
- 一方、公共施設マネジメント事業計画により保有量の適正化を図りながら長寿命化対策を行った場合、年間更新経費は約19.6億円となり、現在要している年間経費の1.2倍程度まで縮減できます。この試算からすると82%の公共施設を維持できることとなります。
- 公共施設マネジメント事業計画の取組は、補助金、市債、公共施設整備基金やPFIなど、できる限り効果的な財源調達を行い計画的に進めていきます。

[適正化の視点]

施設総量の縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の〈縮減方法〉の条件に当てはめて施設の縮減を進めることにより、<b>施設面積の約3割を削減する。</b></li> </ul>
事業費の縮減等	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設保有量の縮減により人件費、光熱水費など維持管理費の削減。</li> <li>大規模改修、施設更新時に設備機器を高効率または省エネ性能の優れたものに入れ替えることによる維持管理費の削減。</li> <li>余剰となった施設や土地の貸与・売却などによる歳入確保。</li> <li>広域連携による施設整備及び維持管理費の縮減。</li> <li>PFI事業など官民連携による効率化。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>事業費の約3割を削減する。</b></p>



施設保有量の縮減目標      30年後までに施設面積3割削減



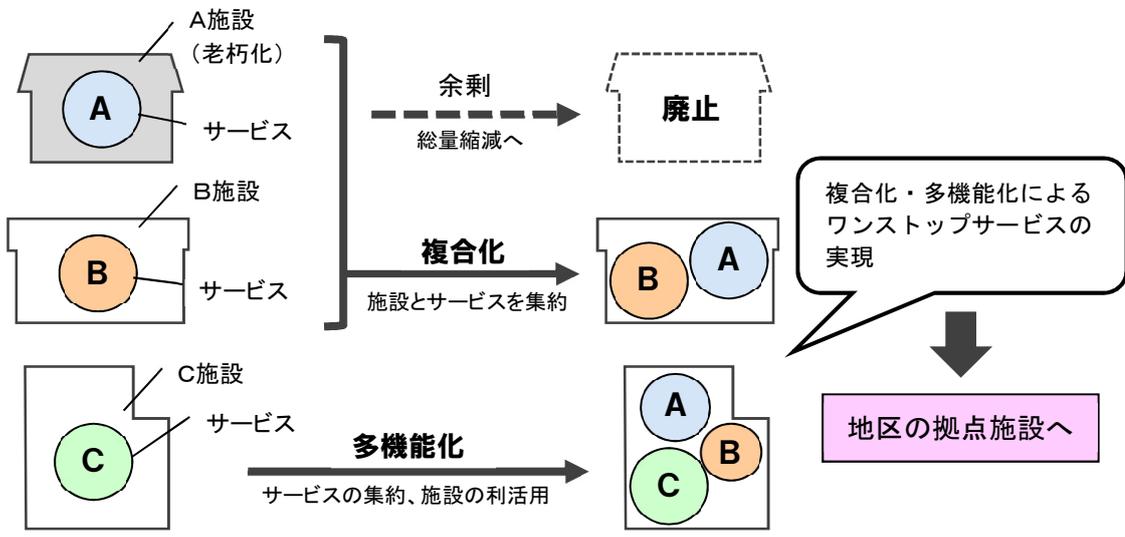
〈縮減方法〉

※地域対応施設は(1)(2)の取組を通じて9地区への適正配置を進めていく

i) 多機能化・複合化の推進 (1つの公共施設に2つ以上の機能を付加する)

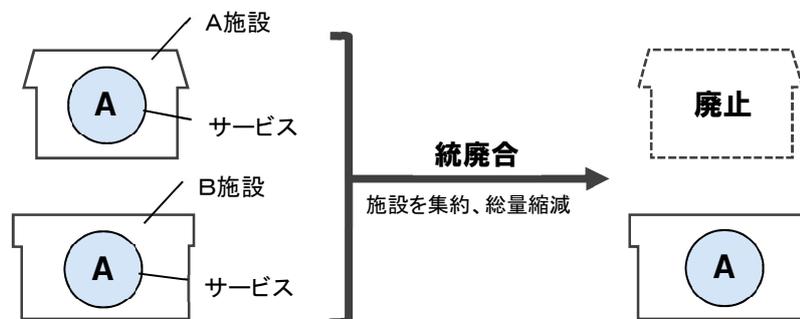
- 用途の異なる施設でも、サービス内容や施設機能の面からメリットが確認できる場合は、多機能化・複合化を推進し、総量縮減につなげます。
- 多機能化・複合化の対象施設は各地区に配置されている地域対応施設とし、小学校と公民館を中心に集約化を図り、各地区の拠点施設として整備するものとします。
- 6地区または9地区の地域区分に合わせて再配置するものとします。
- 小中学校における複合化については、「学習環境の向上に資する学校施設の複合化のあり方について」に準拠して、具体的な整備方法を決定していくものとします。

複合化と多機能化	<ul style="list-style-type: none"> <li>複合化：ハード面の観点から、1つの建物に複数の施設を集約させること。</li> <li>多機能化：ソフト面の観点から、1つの施設に複数の機能を持たせること。</li> </ul>
----------	--



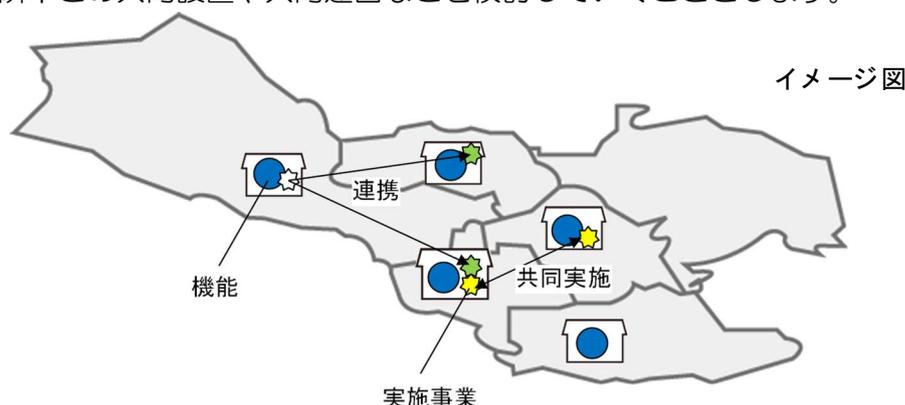
ii) 統廃合の推進（基準に基づき対象施設の優先順位付けを行う）

- 市内に複数ある公共施設は、6地区または9地区への再配置に向けて統廃合を進めます。
- 対象施設としては、小中学校、公民館、保育所、学童保育室など、9地区という地域区分を越える数のある施設とします。
- 小中学校については「入間市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針」も勘案し、具体的な整備計画を決定していくものとします。



iii) 広域連携の推進（近隣自治体との機能補完）

- 市内に1つしかない施設、または広域的に利用されている施設については、広域連携の一環として近隣市との共同設置や共同運営などを検討していくこととします。



<優先順位>

i) 耐震化（市有特定建築物の耐震化）

- 公共施設マネジメントを進める上で安全性の確保は最重要課題であり、最優先で市有特定建築物の耐震化を進めます。
- 市有特定建築物以外の未耐震化施設（学校給食センター）についても、優先課題に位置づけます。

ii) 大規模改修・長寿命化（可能な施設の長寿命化及び経費の平準化）

- 長期的に維持していくと判断した施設については、第6章の「維持管理計画」で示す基準に沿って施設の長寿命化を目的とした改修を行うこととします。
- 実施時期は、各施設の老朽化、事業費の平準化を考慮し、一時期に事業が集中しないよう調整を図ります。
- 耐震化と合わせて大規模改修・長寿命化を実施する際は施設総量の縮減についても検討します。

iii) 統廃合・複合化・多機能化（サービスの向上、施設の有効活用、総量縮減）

- 統廃合・複合化・多機能化に向けた施設整備については、大規模改修・長寿命化と並行して、一部改築、増設、施設更新等の手法によって取り組みます。
- 統廃合・複合化・多機能化に向けては、現有施設をそのまま活用できるものから優先的に実施し、施設整備が不可欠な場合は、更新や大規模改修、改築の時期に合わせて実施するものとします。

iv) 施設更新（老朽化の状況による施設更新）

- 目標使用年数に達した施設でも、引き続き維持していくと判断した場合は施設を更新します。
- 施設更新は、原則として更新前の床面積より縮減した施設を建設します。
- 更新する際はライフサイクルコストを考慮して、スケルトン・インフィル方式<sup>\*21</sup>の採用や、設備の省エネ化等を積極的に検討することとします。

※新規建設する場合の条件

- 新たな社会的要請等により、新規建設がやむを得ない場合においても「スクラップ・アンド・ビルド」の原則により、既存の複数施設を廃止して新たな施設を建設することで施設の総量を縮減します。整備前に複合化・多機能化の可能性を追求し、新規建設しないで済む方法を模索します。

※21： スケルトンは骨組み、構造体のこと。内部の設備、内装部分をインフィルという。スケルトンに対して内部の間仕切りや設備部分を自由に変更することができる。

(2) 適正配置の考え方

- 地域対応施設は、基本方針で示した9地区または6地区の区分により、施設の再配置を進めます。
- 市内全域を対象とする施設は、広域連携による視点とともに、施設の利用しやすさや人口構成など実情に応じた再配置を進めます。
- 配置見直しの検討は次の4つの視点を中心に行うこととします。



[適正化の視点]

地域ごとの偏り解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サービス内容と施設機能の見直しを勘案しつつ、施設類型ごとに2つの地域区分により再配置を進める。</li> <li>• 地域区分に沿って整理を行う際、分布の偏りや重複がないか検証し、偏りがある場合は配置を見直す。</li> </ul>
同種・類似施設の重複の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 異なる施設間における同種・類似機能の重複がある場合、重複の解消に向けて施設配置を見直す。</li> </ul>
老朽化状況の把握・優先順位の調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 築年数、耐震診断・改修状況（大規模改修、部分改修・修繕）等の履歴の把握、安全性や利用上の問題点の分析等をもとに、再配置の優先順位を調整する。</li> </ul>
将来の利用需要の見直しによる検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全市及び旧町村区分による6地区人口の見直しをもとに、当該公共施設の利用圏域人口の減少傾向や年齢構成の変化を想定する。</li> <li>• 想定をもとに、再配置の優先順位や複合化のパターンを調整する。</li> </ul>

(3) 利用方法及び運営方法適正化の考え方

- 現状のまま存続、もしくは更新して保有し続ける施設は、サービス内容や施設機能の見直しに合わせて、より効率的、効果的に活用されるように、利用方法や運営方法の見直しを行います。
- 運営方法についても、サービス内容や施設機能にふさわしい運営体制や運営主体はどのような形式かを検討し、市民サービスの向上につながるような見直しを図っていくこととします。

[適正化の視点]

利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用を限定せず、多目的に活用できるような施設の利用形態の見直しを進める。</li> <li>• 市民ニーズに合わせて、開館日や開館時間、使用料・利用料、減免対象、予約方法・貸出方法の見直しを図る。</li> </ul>
運営方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用方法の見直しによる効果が十分に発揮できるように、運営方法についても見直すこととする。</li> <li>• 見直した運営方法が市民サービスの向上につながるように、運営体制や運営主体の見直しを図る。</li> <li>• サービス内容や施設機能を勘案しつつ、施設の目的達成につながる場合は、指定管理者方式も含めて、運営を民間に委ねることを検討する。</li> </ul>

(4) 施設利用の効率性向上の考え方

- 多くの公共施設では施設の貸出を行っていますが、全体的に利用率が低いため、各貸室の利用率の向上を図る必要があります。
- 利用者の利便性の向上のために開館時間や休館日の見直しや、利用団体の育成や利用方法の提案、施設利用のための交通手段の確保などに取り組むことで、施設の利用率の向上を図っていくこととします。

[適正化の視点]

利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 利用形態や利用方法の見直しを図る。</li> <li>• 運営体制や運営主体の見直しを図る。</li> </ul>
利用団体育成や利用方法提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設の方向性に沿った利用団体を育成し利用率の向上を図るとともに、施設運営への協力体制を整備する。</li> <li>• サービス内容と施設機能が活きるような利用方法を提案し、利用率の向上を図る。</li> </ul>
交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 複合化や統廃合の代替措置として交通手段の確保を検討する。</li> <li>• 「入間市地域公共交通網形成計画」との整合を図りながら、公共施設の有効活用につながるような交通手段を確保する。</li> </ul>

(5) 有効活用の考え方

- 保有する施設は資産と捉え、計画的な有効活用に取り組みます。
- 施設の貸与や売却などにより得られた資金は、公共施設整備基金に積み立てるなどして、公共施設マネジメントのための事業費として活用します。

〔適正化の視点〕

公共施設の移転先としての活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 借地にある公共施設等の移転先、または更新時の移転先として活用する。</li> <li>• やむを得ず新規施設を設置する場合に、新築しないで済むように活用を図る。</li> </ul>
民間への貸与及び共同利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一定期間の民間への貸付により、財源確保を図る。</li> <li>• 公共施設の一部を民間に共同利用してもらうことで、財源確保を図る。</li> <li>• 民間施設の一部または全部を利用することで、更新等の費用を縮減する。</li> </ul>
民間への売却	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 不要となった施設及び土地は、条件を整えた上で民間に売却し、財源確保を図る。</li> </ul>

【施設存続の判断基準】

- 公共施設存続の必要性については、下記の判断基準に基づいて客観的に評価した上で「譲渡する公共施設」、「廃止する公共施設」、「用途変更し存続する公共施設」、「存続する公共施設」の4つの区分により是非を判断します。

i) 譲渡する公共施設

- 施設利用者が地域の住民に限られるコミュニティ施設で、地域で保有・管理することがふさわしいと判断される施設については、自治会等の住民組織への譲渡を検討します。その場合、譲渡後の適切な管理運営について、必要な支援を行うこととします。
- 民間事業者による収益事業の実施が可能で、民間事業者の自主的な運営に託すことで、より効率的・効果的に業務遂行ができると考えられる施設は、積極的に民間事業者への譲渡を検討します。

ii) 廃止する公共施設

- 何らかの理由により設置時の目的（施設機能の必要性）が消滅した施設、施設の利用度が極めて低いかまたは利用者に偏りがあり、市費を投入して維持し続けることが、市民への公平なサービス提供の観点から見て不適切であるものは廃止します。
- 人口減少等の要因により、施設の維持に係る効率性が他施設と比べて極度に低くなることが見込まれる施設で、隣接地域に同種・類似施設がある場合は施設の統合を行い、不要となった施設は廃止します。

iii) 用途変更し存続する公共施設

- 統廃合や複合化等により、他の施設へサービスや機能の全部または一部を移すこととなった施設については、廃止を検討する一方、建物の耐用年数や立地条件、関係法令を考慮して、他のサービスを提供する拠点として活用可能か検討します。検討結果、活用可能な施設は用途を変更します。
- 同様に、複合化の母体となる施設についても、用途変更について関係法令に適合することを確認します。

iv) 存続する公共施設

- i～iiiに該当しない施設は、原則存続します。

#### 4. 施設の広域連携に対する取組方針

- ◆ 近隣自治体と共通の行政課題に対応するための施設は、相互利用や、共同利用、共同運営、共同設置など、様々な手法を使って広域で連携し、施設の設置、運営、維持管理にかかる費用の縮減を図ります。

[広域連携の手法]

相互利用	・広域対応施設（社会教育施設、文化施設、体育施設など）のうち、相互利用を行っている施設の利用拡大を検討する。
共同利用	・各自治体が固有に所有している施設については、他の自治体も所在自治体と同様に利用できるように検討する。
共同運営	・各自治体が単独で設置した公共施設においても、運営に関する費用を共同で負担することで、各自治体の負担を減らすことを検討する。
共同設置	・更新が必要な施設については、事業費を分担して施設建設を行い、建設後も共同運用をしていけるように検討する。

【広域連携の課題】

- 公共施設を広域的に利用する場合、利用条件や管理運営体制、費用負担、役割分担等の調整が必要となりますが、併せて公共交通網の整備や配置バランスなど、まちづくりそのものに関わる課題も内在しています。広域連携については公共施設マネジメントの初期段階の最重要課題として、調整を図っていくこととします。

#### 5. 除却施設の取扱いに対する取組方針

- ◆ 本市が所有する財産のうち、当初の行政目的を達成し遊休化している施設、老朽化が進み建替えが必要となった施設、統廃合や複合化などにより余剰となった施設等については計画的に除却し、跡地の有効活用を図ります。
- ◆ 除却を行う際には、除却債（地方債）の積極的な活用を図ることとします。

[除却計画]

施設名
・勤労福祉センター
・豊岡学童保育室 ・高倉学童保育室 ・東金子学童保育室 ・藤沢北学童保育室
・市役所（A・B棟）
・学校給食センター
・金子第一保育所 ・金子第二保育所 ・宮寺保育所 ・二本木保育所ほか
・西武中学校

#### 6. 事業計画への反映

- ◆ 本計画に位置づけられた基本方針、再整備計画、維持管理計画の実行を担保するため、「公共施設マネジメント事業計画」を策定しました。
- ◆ 事業計画においては、具体的な施設名をあげて統廃合・複合化・多機能化の実施を位置づけました。事業計画の実行にあたっては、対象施設の立地している地区住民や施設利用者などへの計画説明、意見交換などを行っていきます。

## 7. 施設類型ごとの施設整備に関する基本的な方向性

◆ この表は、公共施設再整備に向けた施設類型ごとの整備の方向を示したものです。

(1) 公民館	
サービス内容・施設機能	
<p>【中央公民館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育の拠点施設、災害時対応施設（避難所）</li> <li>・社会教育活動のマネジメント、市全域的な事業の企画・運営</li> <li>・施設の貸出</li> <li>・地区公民館の施設管理</li> </ul> <p>【地区公民館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育の拠点施設、災害時対応施設（避難所）</li> <li>・地域を対象にした事業の企画・運営及び文化団体等の事務局</li> <li>・施設の貸出</li> </ul>	
課 題	
<p>【中央公民館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館全体の社会教育活動をマネジメントする機能を強化していく必要がある。</li> </ul> <p>【地区公民館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直営施設であるが、サークルへの定期貸出が主たる役割になっている。</li> <li>・一部の施設では稼働率が低い状況である。</li> <li>・施設貸出や施設管理への対応を効率化し、社会教育事業の企画・運営や、地域住民の相談窓口、地域課題への対応などの本来業務を強化する必要がある。</li> <li>・施設貸出については周辺施設との重複が見られるため、施設の用途を問わずに地区全体での整理が必要である。</li> </ul>	
今後の方向性	
<p>【中央公民館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育活動のマネジメントを所管する組織として、行政サービスと施設を切り離して、今後のあり方を検討する。</li> </ul> <p>【地区公民館】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館と支所・出張所を統合し、支所、公民館、自治振興支援、防災拠点、福祉総合相談、地域包括支援センターの6つの機能を備えた地区センターを9地区に整備する。</li> <li>・地区センター整備計画に基づき、地区センターへの移行に向けた調整を図る。</li> </ul>	

(2) 文化施設

サービス内容・施設機能

【市民会館】

- ・1,000人規模の集会施設、音楽ホール、劇場として芸術鑑賞の場、会議室等の施設貸出、市民の文化活動の発表の場、災害時対応施設（避難所）
- ・文化活動の創出、発掘、発信、市民文化の創造

【産業文化センター】

- ・400人規模の集会施設、会議室等の施設貸出（営利目的含む）、市民活動の発表の場、商工会事務所、災害時対応施設（避難所）
- ・文化活動の創出、発掘、発信、市民文化の創造

【文化創造アトリエ】

- ・集会場、施設貸出、文化活動の拠点施設、歴史的建造物としての保存・活用
- ・文化活動の創出、発掘、発信、市民文化の創造

課 題

【市民会館】

- ・ホールは市内最大の集会施設であるとともに、音楽ホールや劇場としての機能を兼ね備えているが稼働率が低い。
- ・市やNPO法人、民間団体等により、さまざまな講座やイベント等を提供しているが、中には参加者が少ないものや市民ニーズに十分対応できていないものがある。

【産業文化センター】

- ・第2集会室（洋室）やホールの稼働率は比較的高いものの、第1集会室（和室）の稼働率が低い。
- ・市やNPO、民間団体等により、さまざまな講座やイベント等を提供しているが、中には参加者が少ないものや市民ニーズに十分対応できていないものがある。

【文化創造アトリエ】

- ・この施設には建物自体の保存と文化活動の拠点施設としての役割が求められる。これは相反する要素であるため、そのバランスを調整した上でサービス内容と施設機能の見直しを図る必要がある。
- ・施設の稼働率が全般的に高く、ニーズに見合った施設運営が行われているものと考えられる。
- ・施設自体の老朽化が進んでいるが、現状保存が原則であり、安全性への配慮が必要である。



今後の方向性

【市民会館】

- ・現在備えている機能について、今後の必要性を踏まえた施設のあり方を検討する。
- ・社会環境の変化を踏まえて施設整備の必要性から再度検討し、整備方向の明確化を図る。

【産業文化センター】

- ・当面は市民ニーズを捉えつつ、柔軟な施設運営を進めていく。
- ・施設については長寿命化を図ることとし、長寿命化のための大規模改修に合わせ、一部のサービス内容・施設機能の見直しを行う。
- ・長期的な視点では、他施設との機能の重複に留意しつつ、他用途への変更についても検討する。

【文化創造アトリエ】

- ・歴史的建造物としての保存・活用を最優先に考え、それに沿った施設整備、管理運営を行う。
- ・施設整備は修繕を基本とし、長寿命化のための大規模改修は実施しない。
- ・市民の文化活動の拠点施設としての役割を維持するとともに、創作活動の場として必要なサービスを提供する。

(3) 集会施設

サービス内容・施設機能

【市民活動センター・男女共同参画推進センター】

- ・市民活動の拠点施設、男女共同参画の拠点施設、社会福祉協議会事務所、NPO まちサポネット事務所、集会場、施設貸出、災害時対応施設（災害ボランティア受付施設）
- ・市民活動団体の支援、女性相談・指導者育成、男女共同参画の啓発

【青少年活動センター】

- ・青少年の健全な育成を図るための社会教育施設、宿泊を伴う施設貸出、災害時対応施設（避難所）
- ・青少年活動の総合マネジメント、青少年体験事業の企画・運営

課題

【市民活動センター・男女共同参画推進センター】

- ・市民活動の支援に向けて市民ニーズを把握・分析した上で、サービス内容を含めた施設のあり方を検討する必要がある。
- ・現在、市民活動センター、男女共同参画推進センター、社会福祉協議会の事務所が共存しており、現状のメリットとデメリットを勘案し、今後の配置体制について検討する必要がある。

【青少年活動センター】

- ・宿泊可能施設であり、青少年の健全育成を目的とした施設であるが、改めて市民ニーズを把握し、機能とサービスについて検証する必要がある。



今後の方向性

【市民活動センター・男女共同参画推進センター】

- ・市民活動センターとしてのサービス内容・施設機能を確保しつつ、提供するサービスに応じて必要な整備を行う。
- ・現在の施設の必要性を検討し、結果によってはサービスと施設を切り離し、サービス提供に最もふさわしい施設への移転も検討する。
- ・社会福祉協議会事務所の配置については、別途検討する。

【青少年活動センター】

- ・宿泊可能施設として、市民ニーズを把握・分析し、今後のあり方を検討する。
- ・更新する場合には近隣自治体との共同設置、共同管理を検討するとともに、変化に柔軟に対応できる仕様を検討する。
- ・施設管理や事業運営などに民間活力の導入を検討する。

(4) 農業施設

サービス内容・施設機能

- 【農業研修センター】
  - ・ 農業者の研修施設（主に茶業者向け）
- 【農村環境改善センター】
  - ・ 農業者の活動拠点施設、農業振興の拠点施設、地域のコミュニティ活動施設、農業者中心の施設貸出、災害時対応施設（避難所）

課 題

- 【農業研修センター】
  - ・ 老朽化により更新が必要となっている製茶機械の更新に多額の費用がかかる。
- 【農村環境改善センター】
  - ・ 利用率が低く、地域的な特性やニーズを把握した上で機能とサービスの見直しを行う必要がある。
  - ・ 施設の設置目的にとらわれず、加治丘陵の一角にあるという立地的特性を考慮し、施設機能及びサービスの見直しを検討する必要がある。
  - ・ テニスコートについては、将来の施設用途を勘案し、設置自体を見直す必要がある。



今後の方向性

- 【農業研修センター】
  - ・ 施設及びサービスについては現状維持とし、長寿命化により対応することとする。
- 【農村環境改善センター】
  - ・ 農業者の活動拠点及び地域のコミュニティ活動施設としての機能は維持し、多目的な活用が図れる方向で検討する。
  - ・ 立地的特性を活かし、加治丘陵の拠点施設としての活用も検討する。

(5) 勤労福祉センター

サービス内容・施設機能

- ・ 勤労者の活動拠点施設、勤労者の福利厚生施設、地域のコミュニティ施設、災害時対応施設（避難所）

課 題

- ・ 施設の設置目的と現状の利用状況が整合しておらず、利用率が低いため、改めてニーズを把握した上でサービス内容と施設機能の見直しを行う必要がある。
- ・ 管理委託をしているシルバー人材センターとの関係の見直しを検討する必要がある。
- ・ 施設貸出機能を有する施設が他にも存在するため、市として施設を維持する必要性は低いと考えられる。



今後の方向性

- ・ 令和2年度をもって用途廃止、施設解体に向けた取り組みを実施中。

(6) 老人憩いの家

サービス内容・施設機能

- ・各地区老人クラブの拠点施設、自治会の集会施設（一部）
- ・各地区高齢者の居場所づくり

課 題

- ・主として自治会集会所として利用しているケースもあり、施設の利用実態に合わせた役割や位置づけを整理する必要がある。
- ・市内に 48 施設存在し、多くは木造で耐用年数が短いため、今後の施設のあり方について、十分検討する必要がある。
- ・高齢者福祉施設の今後の方向性を踏まえ、老人憩いの家に関する制度自体の見直しを検討する必要がある。



今後の方向性

- ・老人クラブの利用実態がある間は、現在の施設を維持するが、利用されなくなった場合は、老人憩いの家としての施設更新は行わず、原則として自治会に譲渡する方向で検討する。なお、譲渡先がない場合は、施設の廃止を検討する。
- ・施設を譲渡する際は、施設ごとに対応方法を検討する。

(7) 博物館・歴史的建造物（旧石川組製系西洋館・旧黒須銀行）

サービス内容・施設機能

【博物館】

- ・資料(文化財)の収集・保存・公開施設、社会教育の拠点施設、文化活動団体等の活動と発表の場、市民の憩いの場（公園機能）、野生植物の保全の場、大規模屋外イベント会場、災害時対応施設（災害対策本部代替施設）
- ・入間市及びお茶に関する調査研究・教育普及、市民との協働による文化イベント開催、学校教育の支援、狭山茶業振興、市民文化活動の支援、入間市及び狭山茶に関する情報発信と魅力アップ

【歴史的建造物】

- ・旧石川組製系西洋館・旧黒須銀行、歴史的な価値を有する文化財建造物の公開、イベントの開催、撮影への貸出等、入間市の魅力の発信

課 題

【博物館】

- ・総合博物館として多くの機能を持った施設であるが、市立博物館としての機能やサービスのあり方を検討するとともに、合わせて組織や管理運営主体などの見直しについても検討する必要がある。
- ・利用者の更なる拡大のために、市民ニーズに合った事業運営について改めて検討する必要がある。

【歴史的建造物】

- ・文化財保護法及び入間市文化財保護条例に基づき、歴史的建造物の保存と活用を進めていく必要がある。



今後の方向性

【博物館】

- ・収蔵庫、展示室等の特殊性に配慮しつつ、現状の機能を維持することを前提として長寿命化を図る。
- ・社会的要請も含めて市民ニーズを把握・分析した上で、サービス見直しを検討する。
- ・運営形態については、直営形式にとらわれず、民間活力の導入も検討する。

【歴史的建造物】

- ・歴史的な価値を有する文化財としての保存とともに、来館者数の増加や市の魅力の発信につながるような活用を図る。
- ・管理運営については、より効率的な方法を検討する。

(8) 児童センター

サービス内容・施設機能

- ・ 幼児、児童及び親子の遊び場、児童の科学教育の拠点施設、災害時対応施設（救護所）
- ・ 幼児、児童及び親子の居場所づくり、生活体験の場、健康な児童の育成、児童育成事業の企画運営

課 題

- ・ 施設にはさまざまな機能が付加されているが、設置から30年以上が経過し、改めて機能とサービスの見直しを検討する必要がある。



今後の方向性

- ・ 児童厚生施設として必要となるサービスと機能を検討する。
- ・ プラネタリウム事業については、設置目的や費用対効果、他の施策との優先性などを考慮して、更新を判断していくこととする。

(9) 図書館

サービス内容・施設機能

【本館】

- ・ 図書の収集・保存施設、社会教育の拠点施設
- ・ 図書の閲覧・貸出、市民の学習の場の提供、市民の居場所づくり

【分館】

- ・ 図書の収集・保存施設、社会教育の拠点施設、（集会場、施設貸出：西武分館のみ）
- ・ 図書の閲覧・貸出、市民の学習の場の提供、市民の居場所づくり

課 題

【本館】

- ・ 図書館には、図書の閲覧・貸出、学習の場の提供の他に、市民の居場所としての役割が求められており、これらのバランスが建設当時とは変化してきているため、必要な機能とサービスについて見直しを検討する必要がある。

【分館】

- ・ 分館の配置は地域ごとにバランスが取れていないため、全体の整備方向を検討する必要がある。
- ・ 各分館の機能や規模にバラツキがあり、市民サービスに地域差が生じていることから、機能や規模に加えて施設配置についても検討する必要がある。



今後の方向性

【本館】

- ・ 現状の機能は維持することを前提とし、新たなサービスとして考慮しなければならない居場所づくりや学習エリアの拡大等諸問題への対応を考慮し、施設整備を検討する。
- ・ 原則としてサービスは現状のままとするが、民間活力の導入、他の施設や広域での連携について検討する。

【分館】

- ・ 市民に平等な図書サービスを提供できるよう施設配置について見直しを検討する。その際は単独の施設整備ではなく、他の施設への複合化について検討する。

(10) 小学校・中学校	
サービス内容・施設機能	
<p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育の拠点施設、災害時対応施設（避難所）</li> <li>・児童の教育、地域との交流</li> </ul> <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育の拠点施設、災害時対応施設（避難所）</li> <li>・生徒の教育、活動の実施</li> </ul>	
課 題	
<p>【小学校・中学校共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の減少により基準のクラス数を下回る学校が存在しており、教育活動等に制限を受ける場合があることから、学習環境の向上を図るため、統廃合を検討する必要がある。</li> <li>・文部科学省により学校施設の複合化や小中一貫教育の方向性が示されており、そのことを考慮した適正配置を検討する必要がある。</li> <li>・災害時には避難所として地区の拠点施設となるため、そのことを考慮した施設・設備を用意しておく必要がある。</li> <li>・プールについては全体に老朽化が進んでいるが、使用期間に限られる上、施設維持保全に多額の費用がかかるため、設置方法、運用方法について見直しを検討する必要がある。</li> </ul>	



今後の方向性	
<p>【小・中学校共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設更新を機に統廃合を実施し、将来的には9地区に1校ずつ配置する方向で検討する。</li> <li>・複合化については、既存の校舎を活用した複合化策と、施設更新時の複合化策の2段階で検討する。まずは、余裕教室が確保できたところから複合化を進め、既存施設で対応できない機能については、更新時に複合化する方向で検討する。</li> <li>・プールについては、全校を通じて効率的な運用が図れるような見直しを検討する。</li> <li>・災害時対応施設としての整備に配慮する。</li> <li>・施設整備については、文部科学省の示す方針に留意する。</li> <li>・複合化のメリットを活かした施設利用形態の見直しを検討する。</li> <li>・複合化により相乗効果が期待される用途がある場合は、積極的に検討する。</li> </ul>	

(11) 保育所・幼稚園

サービス内容・施設機能

【保育所】

- ・乳幼児の保育施設、災害時対応施設（救護所）
- ・保育サービスの提供、乳幼児の健全育成

【幼稚園】

- ・幼児の教育施設、災害時対応施設（救護所）

課 題

【保育所】

- ・年少人口は減少しているものの社会情勢の変化や保護者の就労形態の多様化、また保育の必要性の認定事由の拡大により、保育需要は高まっており、待機児童は横ばいである。
- ・人口が少ない地区には民間施設（幼稚園・保育園）が設置されていない。また、新たな参入も難しい。
- ・民間保育園の多くが定員を超える一方、公立保育所の多くは定員割れの状態であるため、要因を把握し、ニーズに見合ったサービス内容と施設機能、配置等の見直しを検討する必要がある。

【幼稚園】

- ・民間幼稚園を含め定員に達していない幼稚園が多い中で、公立幼稚園の設置意義が問われている。
- ・学校や保育所の耐震化が完了した中で、耐震性能が低い既存施設をそのまま使い続けることはできないため、存廃について、早急に結論づける必要がある。



今後の方向性

【保育所】

- ・老朽化が著しい施設については、保育需要の変化に合わせた機能や環境の向上を図るため、早期の施設更新を検討する。
- ・配置については、地域区分ごとに民間事業者の状況、公立保育所の果たす役割を踏まえ、6地区に1施設ずつの配置を基本に検討する。

【幼稚園】

- ・平成30年度をもって用途廃止、令和元年度に施設解体済み。

(12) 学童保育室

サービス内容・施設機能

- ・学童の放課後保育施設
- ・児童保育サービスの提供、児童の健全育成

課 題

- ・6学年まで対象が拡大したことにより、定員を超える施設が見受けられる。
- ・現在、多くの施設は小学校敷地内に設置されているが、木造や鉄骨造で老朽化が進んでいる。
- ・学校敷地外（隔地）に設置されている施設もあり、交通事故や不審者からの心配がないよう、児童の通室時の安全性の確保が必要である。
- ・児童数の減少に伴い小学校の教室に空き（余裕）が生じることが予測されることから、将来的には、これらの教室を活用した配置を積極的に考えていく必要がある。



今後の方向性

- ・更新が必要な施設については、余裕教室の活用を前提として原則小学校の校舎内に複合化する方向で調整する。
- ・校舎内への複合化が困難な場合は、原則小学校の敷地内に建設するものとし、校舎の更新時には改めて校舎内への複合化を検討する。
- ・施設整備の際は、小学校の統廃合の方向性を考慮する。

(13) 市営住宅

サービス内容・施設機能

- ・市民の居住施設
- ・市民への低廉な居住環境の提供

課 題

- ・現在「市営住宅長寿命化計画」に沿った再整備が進められており、今後も計画的に進めていく必要がある。



今後の方向性

- ・「市営住宅長寿命化計画」に沿って再整備を進めていくこととする。
- ・長期的には県営住宅や民間住宅との供給バランスを考慮し、保有量をコントロールすることとする。
- ・施設の整備や維持管理に加えて民間ストックの活用など官民が連携した運営方法について、積極的に検討する。

(14) 市庁舎・支所・出張所・防災センター

サービス内容・施設機能

【市庁舎】

- ・ 行政事務所、諸手続き窓口、市議会議場、災害時対応施設（入間市災害対策本部）
- ・ 各種行政サービスの提供

【支所・出張所】

- ・ 諸手続き窓口、支所は災害時対応施設（現場本部）
- ・ 各種行政サービスの提供（一部）

【防災センター】

- ・ 防災用備品類の備蓄、災害時対応施設（防災用品等備蓄施設 現場本部）

課 題

【市庁舎】

- ・ 市の中枢施設であるが、耐震性能が低いため耐震化に向けた早急な取組が必要である。
- ・ 耐震化に向けた施設整備の際は、必要な機能やサービスの見直しについて検討する必要がある。

【支所・出張所】

- ・ 市庁舎を合わせると、市内9地区中8地区に配置されているが、支所と出張所では提供するサービスが異なること、また、豊岡第一地区に配置されていないことなど、地域差が生じている。

【防災センター】

- ・ 防災センター設置当初の目的と現在の使われ方に相違が生じている。



今後の方向性

【市庁舎】

- ・ 施設の耐震化に併せて、施設整備と機能の見直しについて具体化していくこととする。
- ・ 施設面積については、今後の需要を踏まえた適正な規模とし、また、施設の更新に際しては、ニーズの変化などに柔軟に対応できるような仕様の採用などを検討する。
- ・ 多くの市民が利用する施設であり、耐震化に合わせて、省エネルギー化、バリアフリー化、ユニバーサルデザインなどの導入を積極的に進める。
- ・ 核となるサービスについては、最適化を図りつつ継続していくこととなるが、耐震化を機に、より市民の利便性を考慮したサービスの見直しを図る。

【支所・出張所】

- ・ 公民館と支所・出張所を統合し、支所、公民館、自治振興支援、防災拠点、福祉総合相談、地域包括支援センターの6つの機能を備えた地区センターを9地区に整備する。
- ・ 地区センター整備計画に基づき、地区センターへの移行に向けた調整を図る。

【防災センター】

- ・ 配置については、現在の場所だけで良いのか、分散配置の必要性があるかといったことについても検討する。

(15) 屋内スポーツ施設

サービス内容・施設機能

【市民体育館・武道館】

- ・スポーツ、レクリエーション活動の拠点施設、災害時対応施設（避難所）
- ・スポーツ・レクリエーション事業の企画・運営

【地区体育館】

- ・地区のスポーツ、レクリエーション活動の拠点施設、災害時対応施設（避難所）
- ・スポーツ・レクリエーション事業の企画・運営

課 題

【市民体育館】

- ・スポーツの活動拠点やスポーツ大会の会場としての役割に加えて、避難所や選挙の開票場など大空間を活かした様々な使用が期待されている。
- ・現行法では、現在の規模の施設の更新はできないため、配慮が必要である。

【地区体育館】

- ・学校（体育館）開放の取組と並行して、更なる有効活用の方法を検討する必要がある。

【武道館】

- ・武道に特化した大規模な施設であり、近隣市からの利用者には、施設へのアクセスが不便である。



今後の方向性

【市民体育館】

- ・耐震改修及び大規模改修工事を実施して長寿命化を図り、今後20年を目途に現状の施設と機能を維持するものとする。（平成29、30年度に耐震改修及び大規模改修工事実施済み）
- ・更新時には、現状機能を維持する方向で検討し、現地での建替えは、立地できる施設規模（床面積）に留意して計画する。

【地区体育館・武道館】

- ・施設機能は現状維持を原則とし、計画的に長寿命化を図る方向で検討する。
- ・施設更新については、需要を把握しながら検討を進めていく。
- ・地区体育館については、小中学校の体育館の活用を含めて、今後の方向性を検討する。
- ・武道館については、利便性の高い体育施設への複合化や近隣市との役割分担について検討する。

(16) 老人福祉センター

サービス内容・施設機能

- ・高齢者の福利厚生施設、老人クラブの活動拠点施設、災害時対応施設（避難所）
- ・高齢者の居場所づくり、高齢者の社会参加の促進、高齢者の健康づくり

課題

- ・今後増加が見込まれる高齢者の居場所づくり、社会参加の促進という役割を考慮すると、現在のよう  
な単独施設が良いのか、他の用途と複合化して、各地区に配置するのが良いのかを十分検討していく  
必要がある。
- ・宮寺清掃事業所の休止に伴い、余熱利用による風呂の提供ができないことから、施設更新を検討する  
場合は、現在の場所が適切であるか検討する必要がある。



今後の方向性

- ・当面は高齢者福祉施設としての利用増進に向け、介護予防事業への活用を促進する。
- ・社会環境の変化を踏まえて施設の必要性を検証し、老人福祉センターとしての運用廃止を含め、今後  
の施設利用の方向を幅広く検討する。

(17) 障害者福祉施設

サービス内容・施設機能

【障害者活動センター・扇台福祉作業所共通】

- ・障害者の生産活動拠点施設

【障害者活動センター】

- ・地域活動支援センターの事務所（民間団体への貸与施設）

課題

【障害者活動センター】

- ・現在、特定の法人が長期間利用する形態になっており、行政が設置している意義が失われている。障  
害者の活動拠点施設の必要性については、今後十分検討する必要がある。
- ・現行、多くの法人（NPO法人含む）が民設民営で行っており、特別な理由がない限り、この施設も  
他の法人と同じ扱いが望ましい。



今後の方向性

【扇台福祉作業所】

- ・施設は、耐用年数を踏まえて廃止することとするが、機能は、提供するサービスの需要を勘案して移  
転を検討する。

【障害者活動センター】

- ・令和元年度をもって用途廃止、令和2年度に施設解体済み。

(18) 健康福祉センター

サービス内容・施設機能

- ・保健・医療・福祉の一体型施設、障害児療育施設、トレーニング機能、健康診断機能、集会場、施設貸出、災害時対応施設（救護所）
- ・健康づくり全般のマネジメント、健康づくり事業、健康診断事業、予防接種事業、親子支援事業（保健的なもの）

課題

- ・多くの機能を持った施設であり、機能に応じてサービス提供が行われているが、まずは、サービスについて必要性や今後のあり方を見直すとともに、それに合わせて施設機能や組織、管理運営主体などの見直しを検討する必要がある。
- ・他の施設にはない特殊な設備を有しており、設備の維持管理・更新に多額の費用がかかることが見込まれる。



今後の方向性

- ・民間での実施環境が整ってきているサービスについては、市としての実施の必要性を再検証し、見直しを検討する。
- ・多くの機能を持ち、サービスを提供しているが、他の施設で行われているサービスとの重複がないか改めて見直し、重複や類似しているサービスがある場合は、整理を検討する。
- ・会議室や活動室などの貸室については、できる限り使用制限をかけず利用できるよう検討する。

(19) 学校給食センター

サービス内容・施設機能

- ・学校給食の調理・配送、災害時対応施設（炊き出し等支援施設）

課題

- ・小学校は自校給食、中学校はセンター給食という方向性の変更がなければ、それを前提として当該センターの施設更新を進める必要がある。
- ・施設は、老朽化が進んでいるとともに、耐震性能も確認できていないため、安全性の確認とそれに合わせた対策が必要である。



今後の方向性

- ・施設の老朽化を考慮して、改修や建替えを検討する。
- ・工事に伴う施設の休止に配慮して、現地での更新だけではなく、移転も検討する。

(20) 総合クリーンセンター・リサイクルプラザ

サービス内容・施設機能

- ・ごみ処理施設、リサイクル施設、清掃事務所、災害時対応施設（災害廃棄物処理集積場）
- ・ごみ収集・処理事業、ごみの減量化、再生利用事業の企画・運営、3R（リサイクル、リデュース、リユース）の推進

課 題

- ・総合クリーンセンターについては、建設後 25 年以上経過しており、焼却設備等の耐久性が懸念される。
- ・市民生活には必要不可欠な施設であることから、長期的な視点で施設更新に向けた準備を進める必要がある。
- ・リサイクルプラザについては、総合クリーンセンター施設更新と合わせて、その必要性やあり方を検討する必要がある。



今後の方向性

- ・設備等の耐久性を考慮して、長期的な視点で施設更新を計画することとする。
- ・施設更新については、現施設の休止による市民への影響に配慮し、現地での建替えの他、移転についても検討する。なお、施設を更新する場合は、近隣市との統合・共同運用なども検討する。
- ・リサイクルプラザについては、総合クリーンセンター（施設）の更新を検討する際、今後のあり方を見直すこととする。

(21) その他の施設

サービス内容・施設機能

【入間市駅南口自転車駐車場】

- ・入間市駅前の自転車駐車場、駅周辺の環境整備、自転車の一時保管

【消防団車庫】

- ・火災時等における消防団員の活動拠点施設、消防団員の訓練又は活動時の待機場所
- ・消防用資機材の維持管理及び保管



今後の方向性

【入間市駅南口自転車駐車場】

- ・施設の需要を把握し、サービスの必要性や施設のあり方を検討する。
- ・老朽化が進む入間市駅南口自転車駐車場の整備方向を検討する。

【消防団車庫】

- ・消防団車庫は、市民の生命や財産を守るために必要な施設であることから、消防・防災関連計画を踏まえながら、分団の再編や施設更新時期に合わせて改修や統廃合等を検討する。

(22) 道路・橋りょう

課 題

【道路】

- ・老朽化が進むに従って修繕ストックの増加が予想されることから、破損の状況に応じた適切な維持管理を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。

【橋りょう】

- ・将来的に高齢化橋りょうの増加が見込まれると共に、大規模な補修及び架替えが必要になると予測されることから、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。



今後の方向性

【道路】

- ・「個別計画」を策定し、診断結果を踏まえた破損状況に応じた適切な措置方法を構築することによってライフサイクルコストの縮減を目指す。

【橋りょう】

- ・「個別計画」を策定し、定期的な点検の診断結果をもとに損傷状態に応じた補修計画を立てると共に、予防保全型の管理を基本に長寿命化を図り、将来の架け替え回数を減らすことでライフサイクルコストの縮減を図る。

(23) 上水道・下水道

課 題

【上水道】

- ・今後、人口減少に伴う給水人口や給水量の減少による収益の減少が予測される中、老朽化する水道施設の更新需要や震災を踏まえて管路の耐震化に対応する必要がある。

【下水道】

- ・今後、人口減少に伴う使用料収入の減少が予測される中、耐用年数を迎える管路施設の老朽化が急速に進むことから、維持・補修にかかる経費の増加のほか、耐震化対策も進める必要がある。



今後の方向性

【上水道】

- ・「入間市新水道ビジョン」に基づき、中長期的な観点から、入間市水道事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、必要な財源の確保を図り、老朽化する水道施設の更新と震災を踏まえた耐震化を計画的に進めていく。

【下水道】

- ・「入間市下水道事業中長期経営計画」に基づき、中長期的な視点から事業全体を把握・評価した上で、既存の下水道管路施設を調査し、調査結果に基づく計画的な修繕・改築などの維持管理及び耐震診断調査の調査結果に基づく耐震化を計画的に進めていく。

## 第6章 公共施設維持管理計画

### 1. 取組方針

- ◆ この章では、基本方針のうち主として「3 施設管理の効率化を図る」で示した、効率的な施設保全の実施、都市基盤施設の効率的な維持管理などについて考え方を示します。
- ◆ 効率的な施設保全については、建築物の長寿命化を図るための取組方向を示すとともに、維持管理にかかる経費の将来見通しを把握し、財政負担の平準化を図りながら計画的な改修等を進めていくための方向性を示します。

### 2. 点検・診断等の取組方針

- ◆ 劣化状況を効率的・効果的に把握する仕組みとして、施設管理者が記入するための点検シートと点検マニュアルを作成します。
- ◆ 点検シートによる報告を受け、劣化が著しい施設に対しては、建築・設備系の技術職員や業務委託による専門家が詳細な現地調査を行います。
- ◆ 施設の状態を把握し、故障や不具合の兆候を早期に発見し評価する仕組みを構築することで、適切な施設管理につなげます。



#### [点検の種類]

法定点検	建築基準法では、一定以上の規模の建築物について、建築物の敷地、構造、昇降機及び建築設備について、定期的に損傷、腐食その他劣化の状況の点検を実施することを義務付けている。さらに、電気設備や機械設備は各種法令により定期点検が義務付けられている。
自主点検	施設の運営に支障をきたさないよう、その機能を維持するために施設管理者が行う点検及び不具合の早期発見のために行う巡回や確認の行為をいう。施設の状態を簡易かつ総合的に確認することで、予防保全実施の判断に有用となる。

#### (1) 点検マニュアルの活用

- 施設管理者が実施する点検項目等を取りまとめ、写真や解説により、それぞれの部位について、目視や触診などによる点検するためのポイントを解説した点検マニュアルを積極的に活用し、効率的な点検を実施します。
- 施設管理者は、簡易な点検シートで施設点検を効率的に実施するとともに、点検シートを保存し、施設の劣化状況の履歴を把握することで、保全業務の引継や修繕計画の作成に活用します。

#### (2) 劣化状況の評価

- 建築物の建築年度及び直近の修繕を踏まえ、目視や打診による点検により建物の劣化状況を客観的に評価した上で、修繕等の対応を決定します。
- 建築物の劣化状況を評価する指標は次のとおりとします。

[劣化度の評価指標]

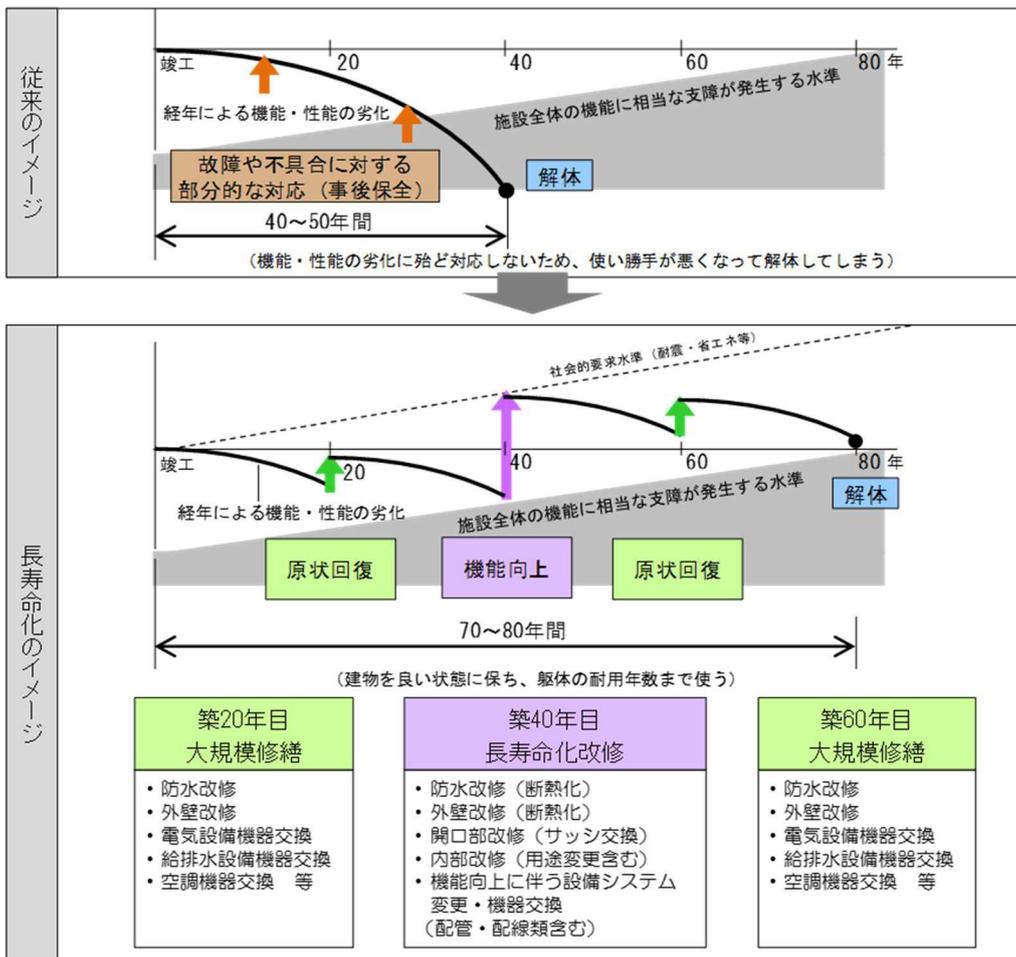
評価指標	劣化度
重度	施設の機能上又は使用上支障をきたす劣化状態であり、早急に修繕措置が必要である。
中度	劣化現象が顕在化している状態であるが、施設の機能上、使用上は支障がなく、修繕措置は次年度以降（2～3年後）に伸ばすことが可能である。
軽度	劣化現象が顕在化している状態であるが、経過観察とする。
良好	劣化はなく、修繕措置は当面必要ない。

(3) 点検結果の活用

- 施設ごとの劣化情報については、施設の保全情報として集約し、保全計画の推進に活用するとともに、再整備計画などの見直しにも活用します。
- 劣化情報のフォローアップとして、点検実施年の翌年には重度の劣化への対応状況を確認します。

3. 維持管理・修繕の取組方針

- ◆ これまでの施設の保全は、対症療法的な壊れてから直すという「事後保全」であり、これでは、建物躯体が傷みやすく、施設の寿命を縮めるだけでなく、故障や不具合の影響により修繕の規模が拡大する場合があります、財政負担の増大を招くことになります。



- ◆ 施設の休止や使用禁止も考えられ、市民サービスの低下を招く要因ともなるとともに、人命にかかわる事故の発生や致命的な行政機能の低下につながる恐れがあります。
- ◆ こうした課題を克服するため、次の3つの手法により故障・事故を未然に防ぐ「予防保全」に転換します。
- ◆ 全施設を「事後保全」から「予防保全」に切り替えるためには相当な年数を要するため、引き続き事後保全を実施しますが、実施にあたっては保全計画と連携する必要があります。

(1) 歳出の平準化に向けた保全計画の策定

- 全施設の長期的な保全計画を策定し、将来の財政負担を予測します。
- 保全計画は、中長期的視点に立ち維持保全の方向性を決定するものと、短期的視点に立ち具体的な工事の内容・実施方法を決定するものに大別します。

[保全計画の種類]

長期保全計画	将来 30 年間の維持補修にかかる経費の将来の見通しを把握し、財政負担の平準化を検討する。
中期保全計画	将来 10 年間の計画期間とし、劣化状況を反映した必要な工事を抽出することにより具体的に保全費用の平準化と工事の実現性を確認する。
短期保全計画	将来 2～5 年間の計画期間とし、実際の建物の劣化状況を反映した修繕を実施する。

(2) 改修・修繕に向けた優先度の検討

- 建築物は、建築・電気設備・機械設備の各部位で構成されます。施設の点検においては、建築基準法に基づき実施していますが、予防保全実施のためには、施設の状況を早期、かつ的確に把握していくとともに、建築、電気、機械設備といった部位別に適切な対応を行っていくものとしています。
- 点検や劣化診断などを通じ、改修及び修繕の優先度を評価し判断ができる仕組みを構築します。
- 優先度を判断するためには、劣化の緊急度や劣化に伴うリスクなどが関係してきます。今後、それらを評価し優先度を数値化する仕組みについて検討します。

[優先度の判断]

優先度	判断の要因
高	予兆が発見しにくく、劣化・機能停止等により直ちに機能を失い、建物全体に重大な被害が発生し、市民利用上大きな損失となる（耐震性能の低い建築物を含む）。
↓	安全上、市民利用上も影響が少なく、軽微な劣化等でもその兆候に応じて対処を行えば重大な影響が少ない。
	経年劣化が進んでも機能上や安全上に影響が少ない。
低	

(3) 施設情報の一元管理化

- 施設情報、修繕履歴や点検記録などの情報を電子化し、一元管理を行います。

## 4. 安全確保の取組方針

- ◆ 施設の維持管理における事故を未然に防ぐためにも、点検に加え火災、傷害・損傷、有害物質及び公害など広い範囲での安全性を確保するとともに、各種点検や安全性の評価において高度な危険性が認められた場合については、施設の改修を行うなど安全確保と長寿命化を図ります。
- ◆ 施設の長寿命化が見込めない施設、安全確保が技術的にできない施設、改修コストがかかりすぎる施設などは、利用状況を踏まえ、施設の供用廃止などを検討します。

### (1) 施設管理者の役割

- 施設管理者は、施設の建築年月日や修繕履歴等の情報を整理し、各種点検の結果について記録した点検記録簿等を継続的に整備し、異常の早期発見や適正な保全に努めるものとします。
- 利用者の安全を第一に、事故になりうる危険箇所には、供用停止等の処置をするとともに、応急措置等を行います。

#### [危険除去のための対処方法]

対処方法	内容
緊急措置	点検・診断等により高度の危険が認められた公共施設等については、一時的な供用停止や応急措置等により、利用者の安全確保を最優先する。
供用停止の検討・代替機能の確保	高度の危険が認められた公共施設等について、復旧のための予算確保が難しい場合は、他施設やソフト施策による機能の代替、もしくは中長期的な供用停止により対応する。
施設除去	高度の危険が認められた公共施設等で、供用を廃止し、今後とも利用見込みのないものについては、売却による民間での処理や「公共施設等の除却に地方債の充当を認める特例措置」の活用等により、速やかな除去に努める。

## 5. 耐震化の取組方針

- ◆ 今後も維持する公共施設等については、再整備計画や耐震改修促進計画と連動して優先的に耐震化を実施していきます。
- ◆ 耐震化が図られていない施設については、大規模災害発生への備え（危険回避策）として次のことに取り組むものとします。



#### [危険回避策]

取組事項	内容
避難通路の確保	各施設の避難通路となっているエリアの整理整頓を行い、いざというときにスムーズに誘導・避難ができるようスペースを確保する。
避難訓練の実施	最低1年に1回、防災訓練や避難訓練を利用者とともに実施する。
備品類等の転倒・落下防止	利用空間におけるガラス飛散防止、照明器具等の落下防止、棚・ロッカー等の転倒防止等を実施する。

## 6. 長寿命化の取組方針

- ◆ 今後も継続して保有する施設については、「3. 維持管理・修繕の取組方針」にもあるとおり、予防保全により長寿命化を図ります。
- ◆ 長寿命化の実施に向けては、単に建設費の多寡に注意を払うだけでなく、ライフサイクルコストの縮減にも視点をおいて検討を行います。
- ◆ 建物の目標使用年数に合わせて耐久性の高い部材を使用し、改修や維持管理、将来の用途変更の容易性を考慮するものとします。

### (1) 長寿命化に向けた基本的な考え方

- 施設の長寿命化を図るための建築物の構造体の目標使用年数、設計、仕様などについては、以下のとおり考え方を示すこととします。
  - ① 構造体の目標使用年数の考え方
    - 施設の使用期間の目安として「目標使用年数」を設定します。
    - 目標使用年数は、建築物の物理的耐用年数として、「建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5鉄筋コンクリート工事（2003）（日本建築学会発行）」の供用限界期間を参考に次のとおりとします。
    - 建物の用途や個別の劣化状況、機能劣化への対応状況、それに対する費用対効果などを総合的に判断した上で、目標使用年数に満たない場合の建替えも可とします。

#### [目標使用年数の考え方]

目標使用年数	
既存施設	新築施設
65年 ※長寿命化工事を行った学校は80年	一般施設：65年 長期使用施設：80年
長期使用施設：①大規模な施設（概ね延べ面積1万㎡以上） ②学校、庁舎など長期的な行政需要が見込まれる施設 ※既存施設は、耐震性能が確保できる施設、または、昭和56年6月以降に着工した施設であること。 ※躯体の安全性を確認した上で、目標使用年数を超えて建物を使用することができる。 ※文化財等の歴史的価値を有する建築物は、目標使用年数を定めないこととする。	

- ② 設計に係る基本的な考え方
  - 改修にあたっては、建築物の目標使用年数までの残存期間に応じた材料・工法を考慮し設計を行います。
  - 将来計画や劣化状況等を勘案して、部分的な修繕で対応可能か否かを検討するなどして、施設全体のコスト縮減を図ります。特に建築設備にあっては、部材の更新・補修、あるいは部品の交換を行うことにより長寿命化に取り組みます。
- ③ 仕様の基本的な考え方
  - 総合的な長寿命化に取り組むため、従来の仕様を見直し、長寿命化に有効な仕様を採用するとともに、より長く利活用されるよう、ユニバーサルデザインの採用を進めます。
  - 将来における要求性能の向上や用途転用などの改修工事を容易にするため、可変性、更新性を考慮します。また、維持管理のしやすさや省エネルギー等についても留意します。

## 7. ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ◆ 「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全で快適に移動できるまちづくりを推進していくため、公共施設等の長寿命化や更新等に合わせユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

## 8. 都市基盤施設の効率的な維持管理の取組方針

- ◆ 道路、橋りょう、上下水道については、個別計画に基づき管理を行います。
- ◆ 公共施設マネジメントにおける都市基盤施設については、施設総量とともに今後維持管理に必要な費用を把握し、公共施設（建築物）と合わせて財政計画（上下水道については、企業会計による）に反映するものとし、基本的な考え方を以下に示します。

### （1）点検・診断等の実施

- 各施設の劣化や損傷状況等を把握するため、適切な点検、診断、調査を実施し、状況に応じて適切な補修を実施します。また、施設の状態や補修履歴等の情報は、次の点検・診断等に活用します。
- 点検、診断等については、国・県などが示す基準、要領等を踏まえ点検要領などを定めるとともに、施設の状態把握に取り組みます。

### （2）点検・診断情報の記録と活用

- 点検・診断等により得られた情報は、台帳を整備し記録するものとします。
- 点検結果等で得られた情報から、劣化予測などを行い、必要な対策の規模や時期を修繕計画へ反映させます。

### （3）コストの縮減と平準化

- 点検結果等に基づき、計画的な修繕・更新を行うことで、従来の事後修繕から、劣化の進行を予測した上で、損傷が深刻化する前に修繕を行う予防保全へ転換し、施設の長寿命化を図るとともに、修繕・更新等の費用を縮減します。

### （4）必要性等の検討

- 人口減少、少子高齢化の進展、地域の環境の変化などから施設に対するニーズも変化してくることが見込まれるため、施設の更新などの際には、施設の必要性や規模、代替の可能性などについて検討します。

### （5）耐震化の実施

- 各施設について、地震時においても必要な機能を確保するため、橋りょうや管きよなどの耐震化を継続して実施します。

### （6）民間活力の活用

- 都市基盤施設については、整備範囲が市内全域におよぶ上、施設量が膨大であることから、効率的な維持管理に向けては、民間活力の活用について検討します。
- 点検やパトロール、清掃、補修など複数の業務を、民間事業者や市民団体、NPOが包括的に行う「包括的管理委託」の導入についても検討します。

## 9. 事業計画への反映

- ◆ 本計画に位置づけられた基本方針、再整備計画、維持管理計画の実行を担保するため、「公共施設マネジメント事業計画」及び「公共施設保全計画」を策定しました。
- ◆ 事業計画及び保全計画においては、施設を維持していくための取組方向や施設改修の考え方などを示すと共に、具体的な施設名をあげて長寿命化（耐震化を含む）工事の実施を位置づけました。両計画の実行にあたっては、施設の劣化状況や運営状況の分析を踏まえて事業化を図っていきます。

## 第7章 公共施設マネジメントの推進に向けて

### 1. 全庁的な取組体制の構築

持続可能な施設運営を確立するため、施設のライフサイクルと政策立案、予算化、実施に至るプロセスとを一体的に連動させ、整備計画の立案、整備の実施、施設状況の点検・評価・分析・見直しといった、公共施設におけるPDCAサイクルを機能させる仕組みやルールづくりを全庁的な連携のもとに進めます。

また、公共施設等の適正な維持管理と整備計画の推進を図るためには、マネジメントに必要な情報の収集・整理・共有と、全体の予算編成状況を踏まえた計画の立案・見直しが必要になります。そのため、公共施設マネジメント推進課が推進・調整役として、情報を一元管理するとともに、施設所管課や企画・財政担当課など関連部署との緊密な連携を図ることにより公共施設マネジメントを強力に推進していきます。

### 2. 公共施設マネジメントの取組体制

- ◆ 公共施設（建築物）の建設、改修、修繕に関する設計、監理、点検、工事等の履歴管理等は、複数の部署にまたがって実施されており、施設の総合管理を行う上では課題があります。
- ◆ この課題に対応するため、公共施設マネジメント推進課において、情報の一元管理と施設管理のマネジメントを行うとともに、これまで庁内の横断的な調整や公共施設マネジメントの推進を担ってきた「入間市公共施設マネジメント推進会議」を継続して設置し、事業計画の確認や進行管理、各施策との連携を図ります。

### 3. 職員の意識改革及び情報共有化の取組

#### （1）職員の意識改革

- 公共施設マネジメントを推進していくために、職員を対象とした研修会を定期的で開催するなど、職員の意識改革を図るとともに、施設の点検や修繕等に係るノウハウの蓄積・継承に向けた取組を進めます。
- 各公共施設のコストや利用状況などを定期的に集計し分析するとともに、この情報を庁内で共有して、次の改善策の検討に役立てます。

#### （2）情報の共有化

- 各施設の状況を一元管理し庁内で情報共有するため、施設自体の情報ははじめ、コスト情報、運営情報を定期的に収集し、(仮称)公共施設管理システムを構築し、庁内で情報共有するものとします。このシステムは、地方公会計に係る固定資産台帳と連携し、データの共有(共通)化を図るものとします。
- 公共施設マネジメントに関する情報共有と庁内連携を図るため、「公共施設マネジメント推進会議」を設置し、定期的に協議及び情報交換を行います。

#### （3）地方公会計（固定資産台帳）の活用

- 統一的な基準による財務書類を作成する上で必要な固定資産台帳は、公共施設等の総合管理に資する観点からも適切に更新すると共に、施設の点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報と紐付けるなど公共施設等の情報管理を効率的に行うために活用を図ります。

#### 4. 市民意見の反映及び情報共有化の取組

- ◆ 公共施設マネジメントを推進していくために市民と施設情報や問題意識を共有し、相互理解を図りつつ検討を進めます。
- ◆ 公共施設マネジメントは、将来のまちづくりに関わるものであることから、個々の施設の事業実施段階だけではなく、計画策定等の段階においても市民への十分な情報提供、意見聴取の機会及び意見交換の場を設置するものとします。
- ◆ 市の資産保有状況、市政の運営状況などについて定期的に市民に公開し、市民と行政が課題を共通認識とした上で、今後の検討を進めることとします。

#### 5. 事業評価の取組

- ◆ 事業評価に向けては、公共施設の保有資産状況、コスト状況、運営状況、アンケート調査などの結果をまとめ、公共施設マネジメント白書を作成し、この白書に基づき客観的な評価をした上で、「入間市公共施設マネジメント推進会議」において2次評価を行い、今後の事業計画の見直しや改善につなげます。
- ◆ 基本方針、再整備計画、維持管理計画については、計画期間が30年間と長いため、社会情勢の変化を捉えて総合計画の計画期間が満了となる時期に合わせて見直しの必要がないか検証します。

#### 6. 資金調達方法及び財政計画

##### (1) 財政計画

- 財政計画の策定にあたっては、総量圧縮による効果や維持管理費の削減効果などを反映するとともに、歳出の平準化が図れるよう事業計画を策定し、必要な資金調達を行うものとします。

##### (2) 資金調達方法

- 資金調達については、これまでの一般財源や補助金、起債の活用に加え、保有資産の貸与により得られた賃貸料や売却により得られた売却益による財源確保を図ります。
- 公共施設マネジメントにより生み出された財源は、用途を明確にするため、公共施設整備基金に蓄える仕組みを創設します。
- 施設利用に係る受益者負担の適正化に向け、使用料の見直しを行うとともに、施設の建設や管理運営などにおいて、PFIなど民間資金の活用についても積極的に検討します。

##### ① 保有資産の貸与及び売却益の活用

- 施設機能の統廃合や複合化により発生した施設や土地は、民間へ売却や貸付などを促し、その収益を公共施設の再整備のための費用に充当します。
- これまで防災施設として位置づけられていた施設や土地、行政運営に必要不可欠な土地も含まれるため、活用に向けては十分に検討を行うものとします。
- 施設や土地の民間活用については、まちづくりの視点から、総合計画、都市計画マスタープランなどと連動し、当該地域の価値を高める利用の仕方を十分に検討することとします。

##### ② 基金の積立と活用

- 「入間市公共施設整備基金条例」に基づき、公共施設の整備に要する経費の財源を計画的に積み立てます。
- 不動産売却収入については、予算に計上し本基金に積み立てます。

③ 地方債の活用

- 公共施設再整備事業の財源として、地方債の発行による資金調達（以下「起債」という。）を行います。
- 元利償還金の財政負担が、将来の財政状況において負担可能であるかについて、財政推計に基づき検証し、計画的な起債を実施します。

④ PFIの活用

- 施設の建設、維持管理の面で、積極的に導入を検討します。

⑤ 受益者負担の適正化

- 公共施設の管理運営、維持保全には経費がかかります。限りある財源の中で、公共施設を維持していくためには、この経費負担を施設利用者に適切に求めていくこととします。